

令和元年度（2019年度）第12回熊本県情報公開・個人情報保護審議会

日 時：令和2年（2020年）2月20日（木）9:00～
場 所：県庁 行政棟本館5階 審議会室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについての意見聴取（諮問①）

- ・関係規定
- ・前回答申
- ・諮問書（全項目評価書（案））
- ・特定個人情報保護評価について

資料1-1

資料1-2

資料1-3

資料1-4

- (2) オンライン結合による個人情報の提供についての意見聴取

- ・オンライン結合による個人情報の提供の制限について
- ・クラウド型電子カルテシステムによる診療情報の管理について（諮問②）
- ・熊本県地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）による患者情報共有事務について（諮問③）

資料2-1

資料2-2

資料2-3

3 閉 会

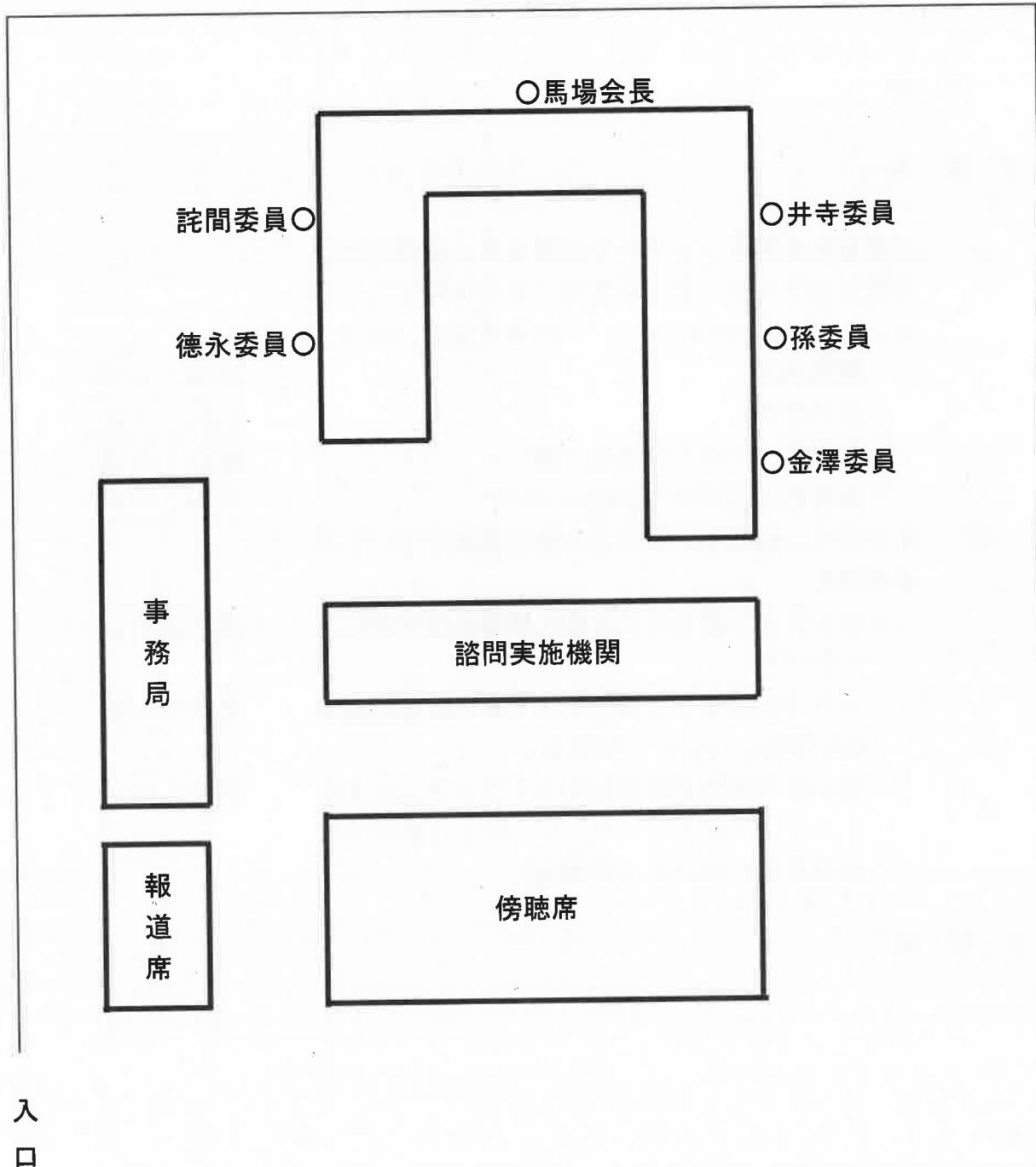
熊本県情報公開・個人情報保護審議会

配 席 図

日時：令和2年(2020年)2月20日(木)

午前9時～

場所：県庁行政棟本館5階 審議会室



関係規程（抜粋）

1 熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行うため、知事の附属機関として熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1)～(3) (略)

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項の規定に基づき定められた特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）の取扱いについて調査審議し、意見を述べること。

(5) (略)

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(定義)

第2条 1～7 (略)

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

10～15 (略)

(特定個人情報保護評価)

第28条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- (1) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- (2) 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- (3) 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- (4) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

- (5) 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。第38条の3において同じ。）の方式
 - (6) 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項
- 2～6（略）

○ 特定個人情報保護評価に関する規則

（地方公共団体等による評価）

第7条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル（第4条第1号から第9号までのいずれかに該当するものを除く。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第28条第1項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 第14条第3項の規定により準用する同条第2項の規定により地方公共団体等が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが、第4条第8号イ若しくは口又は前条第1項第1号若しくは第2号のいずれにも該当しないとき（当該特定個人情報ファイルが、第14条第3項の規定により準用する同条第1項の規定による修正前においては、第4条第8号イ若しくは口又は前条第1項第1号若しくは第2号に該当していた場合に限る。）は、地方公共団体等は、法第28条第1項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。
- 3 前2項の規定による評価書の公示については、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 4 第1項前段及び第2項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適當と認められる者の意見を聞くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
- 5 地方公共団体等は、前項の規定により意見を聴いた後に、当該評価書を個人情報保護委員会に提出するものとする。
- 6 地方公共団体等は、前項の規定により法第28条第1項に規定する評価書を提出したときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。この場合においては、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。

(一定期間経過後の特定個人情報保護評価)

第15条 行政機関の長等は、指針で定めるところにより、第5条第2項の規定による公表をした日、第六条第三項の規定による公表をした日、第7条第6項の規定による公表をした日又は法第28条第4項の規定による公表をした日(第8条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした日)から一定期間を経過するごとに、それぞれの規定による公表をした基礎項目評価書、重点項目評価書又は法第28条第1項に規定する評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、再び特定個人情報保護評価を実施するよう努めるものとする。

○特定個人情報保護評価指針

第6

2 (4) 一定期間経過

評価実施機関は、規則第15条の規定に基づき、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとする。

個人審議答申第56号
平成27年3月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 衛藤 二男



住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び
提供等に関する事務における全項目評価書（案）に記載された特定
個人情報ファイルの取扱いについて（答申）

平成27年2月20日付け市町村第960号で諮問のあったことについては、熊本県個人情報保護条例第35条第2項2号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

標記評価書（案）について、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日付け特定個人情報保護評価委員会作成。）の審査の観点に照らし、点検を行ったところ、標記事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

なお、本審議会は、次の事項について意見を述べる。

1 システムの管理権限について

特定個人情報の使用については、アクセス権限の発行、操作履歴の記録等により、特定個人情報の保護に関して適切な保護措置が講じられていることが確認されたが、漏えいのリスクをより軽減するという観点から、システムの管理権限は、限定的に与えること。

2 提供・移転のルールについて

特定個人情報の提供・移転については、法令に加え、要領等関係規程に基づき適切に実施されることが確認されたので、評価書にその旨を明記すること。

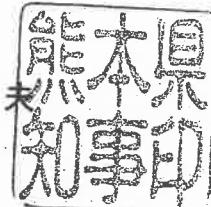
3 リスク対策の職員への周知について

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策については、入手、使用等それぞれのプロセスにおいて、特定個人情報の保護に関して適切な保護措置が講じられていることが確認されたが、操作履歴の記録、保管等講じられているリスク対策を職員へ周知徹底する等、情報漏えいの予防対策に万全を期すこと。

市町村第1513号
令和2年(2020年)2月13日

熊本県情報公開・個人情報保護審議会会長様

熊本県知事 蒲島郁夫



住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における全項目評価書（案）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて（質問）

このことについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に基づき、別添のとおり質問します。

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本県は、住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)に係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	<ul style="list-style-type: none">・住基ネットにおいて、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報(以下「本人確認情報」という。)として保有する。本人確認情報は、4情報(「氏名、住所、生年月日、性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。・住基ネットは、専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、操作者及びアクセス権限を限定し、生体認証による操作者認証、アクセス権限の適切な管理等の対策を講じている。・都道府県サーバは、全都道府県分を1カ所(都道府県サーバ集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。
------	---

評価実施機関名

熊本県知事

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供に関する事務			
	<p>熊本県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p>			
②事務の内容 ※	<p>具体的に熊本県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本人確認情報の更新に関する事務 ②熊本県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転に関する事務 ③本人確認情報の開示に関する事務 ④機構への情報照会に係る事務 ⑤本人確認情報検索に関する事務 ⑥本人確認情報整合に関する事務 			
③対象人数	<p>[30万人以上] <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上</p> <p>2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>			
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム				
システム1				
①システムの名称	<p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」(以下「本人確認情報ファイル」という。)は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。</p>			
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本人確認情報の更新 :本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 熊本県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 :熊本県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 3. 本人確認情報の開示 :住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 :全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索 :都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報整合 :本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。 			
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>			

3. 特定個人情報ファイル名

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性	<p>熊本県では、本人確認情報ファイルを下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 <p>①住基ネットを用いて市町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。</p> <p>②市町村から本人確認情報の更新情報の通知を受けて本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機関に対して通知する。</p> <p>③熊本県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。</p> <p>④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。</p> <p>⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。</p> <p>⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>
②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。

5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法) (昭和42年7月25日法律第81号) - 第7条（住民票の記載事項） - 第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） - 第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） - 第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） - 第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） - 第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） - 第30条の15（本人確認情報の利用） - 第30条の22（市町村間の連絡調整等） - 第30条の32（自己の本人確認情報の開示） - 第30条の35（自己の本人確認情報の訂正）
--------	--

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

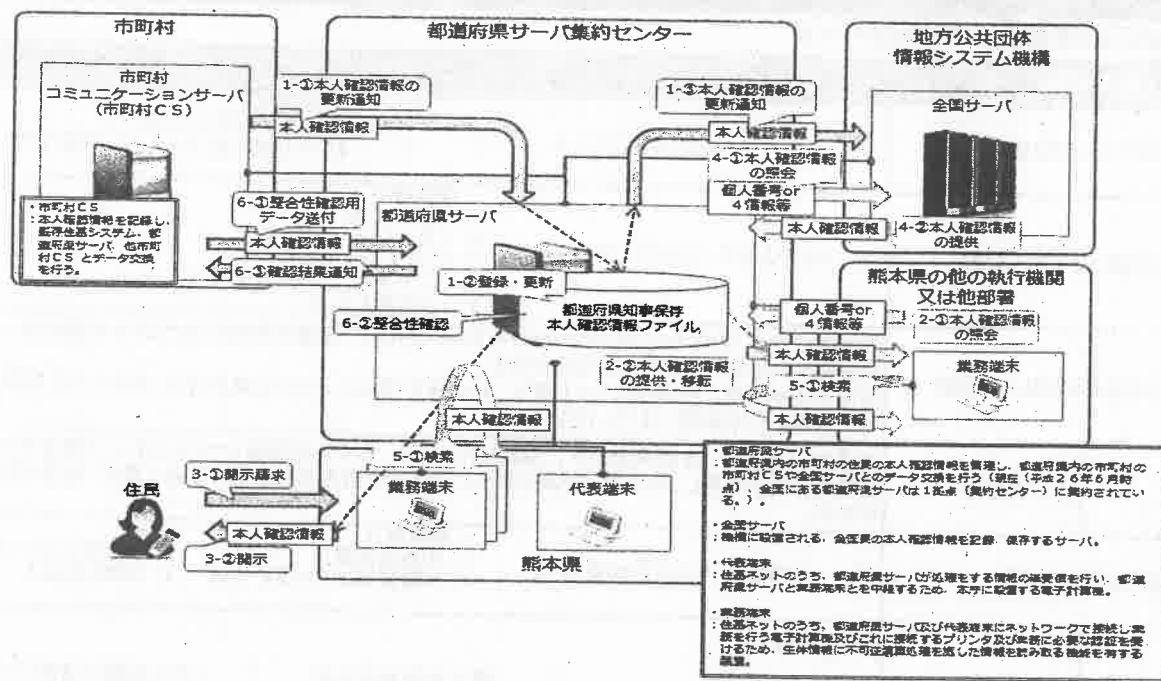
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	--------------	---------------------------------------

7. 評価実施機関における担当部署

①部署	熊本県総務部市町村・税務局市町村課
②所属長の役職名	市町村課長

8. 他の評価実施機関

(別添1) 事務の内容



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①. 市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-②. 都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③. 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 熊本県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

- 2-①. 熊本県の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-②. 熊本県知事において、提示されたキーワードを元に本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。

※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。

※熊本県の他の執行機関又は他部署に対し、住基ネットシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1))には、熊本県の他の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携(注2)により行う。

(注1)熊本県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

(注2)媒体連携とは、一括提供的方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-①. 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 3-②. 開示請求者(住民)に対し、本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-①. 機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②. 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に関する事務

- 5-①. 4情報の組合せを検索キーに、本人確認情報ファイルを検索する。

6. 本人確認情報整合

- 6-①. 市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②. 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③. 都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		熊本県の住民(熊本県内のいざれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本人確認情報ファイルにおいて熊本県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[<input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input checked="" type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 國税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性		<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ・住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目		別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月17日	
⑥事務担当部署	熊本県総務部市町村・税務局市町村課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[] 本人又は本人の代理人)								
	[] 評価実施機関内の他部署	()								
	[] 行政機関・独立行政法人等	()								
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村))								
	[] 民間事業者	()								
	[] その他	()								
②入手方法	[] 紙	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ								
	[] 電子メール	[] 専用線 [] 庁内連携システム								
	[] 情報提供ネットワークシステム									
	[○] その他 (市町村CSを通じて入手する。)									
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更または新規作成が発生した都度入手する。									
④入手に係る妥当性	住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市町村がそれをまず探しした上で、全国的なシステムである住基ネットで管理する必要があるので、市町村から熊本県へ、熊本県から機構へと通知がなされることとされているため。									
⑤本人への明示	熊本県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。									
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本人確認情報ファイルにおいて熊本県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。									
変更の妥当性	—									
⑦使用の主体	使用部署 ※	熊本県総務部市町村・税務局市町村課行政班								
	使用者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>[] 10人未満</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[] 10人未満	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[] 10人未満	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	本人確認情報の正確性を担保するため以下の突合を行う。 -本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 -熊本県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 -請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 -市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。									
情報の突合 ※	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。 また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。									
権利利益に影響を与える決定 ※	該当なし。									
⑨使用開始日	平成27年8月17日									

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する]		<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務			
①委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化したことにより、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ			
その妥当性	本人確認情報ファイルが保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係らない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。			
③委託先における取扱者数	[10人未満]		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()			
⑤委託先名の確認方法	・県のホームページで公表している。 ・熊本県情報公開条例に基づく開示請求			
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構(機構)			
⑦再委託の有無 ※	[再委託する]		<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
再委託	再委託の承諾を求める旨、再委託を行う理由、受託業者が再委託を行う場合の当該再委託の相手方の名称及び所在地、再委託をする業務の内容、再委託の期間を申請書に記載させ、書面により承諾している。			
⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。			
委託事項2	住民基本台帳ネットワークシステム関連機器保守及び運用支援業務			
①委託内容	熊本県が設置する住基ネット関連機器(ファイアウォール・代表端末等)についての保守及び通信ログの解析等の運用支援業務を委託する。 なお、委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ			
その妥当性	住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、熊本県が設置する住基ネット関連機器(ファイアウォール・代表端末等)の保守及び通信ログの解析等の運用支援業務を委託する。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係らない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。			
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満	

		5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモ リ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (保守及び運用支援上必要がある場合は、職員立会いのもと、代表端末及び 業務端末により確認)
⑤委託先名の確認方法		・県のホームページで公表している。 ・熊本県情報公開条例に基づく開示請求
⑥委託先名		日本電気株式会社 熊本支店
再 委 託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> <input type="checkbox"/> 再委託する 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の承諾を求める旨、再委託を行う理由、受託業者が再委託を行う場合の当該再委託の相手方の名称及び所在地、再委託をする業務の内容、再委託の期間を申請書に記載させ、書面により承諾している。
	⑨再委託事項	熊本県が設置する住基ネット関連機器(ファイアウォール・代表端末等)の保守及び通信ログの解析等の運用支援業務。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係らない事務を対象としているため、再委託先においても、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (3) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない		
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)		
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)		
②提供先における用途	熊本県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。		
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日		
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ		
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)		
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に基づいて本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。		
提供先2	熊本県の他の執行機関(教育委員会など)		
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)		
②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、熊本県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。		
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。		
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ		
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)		
⑦時期・頻度	熊本県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。		
提供先3	住民基本台帳法上の住民		
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)		
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。		
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日		
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ		
	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線		

⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="radio"/>] 紙												
⑦時期・頻度	住民からの開示請求があった都度。													
移転先1	熊本県の他部署(税務課など)													
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)													
②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。													
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。													
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>													
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ													
⑥移転方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p>													
⑦時期・頻度	熊本県の他部署から検索要求があった都度。													
6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 熊本県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。 													
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。 												
③消去方法	本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。													

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード
2. 漢字氏名
3. 外字数(氏名)
4. ふりがな氏名
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所
8. 外字数(住所)
9. 個人番号
10. 異動事由
11. 異動年月日
12. 保存期間フラグ
13. 清音化かな氏名
14. 市町村コード
15. 大字・字コード
16. 操作者ID
17. 操作端末ID
18. タイムスタンプ
19. 通知を受けた年月日
20. 外字フラグ
21. 削除フラグ
22. 更新順番号
23. 氏名外字変更連番
24. 住所外字変更連番
25. 旧氏 漢字
26. 旧氏 外字数
27. 旧氏 ふりがな
28. 旧氏 外字変更連番

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。		
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手するため、市町村担当職員を対象に適切な運用がなされるよう説明会、研修会等を実施している。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。		
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保している。		
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・機構が作成・配布する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 <p>※都道府県サーバのサーバ上で稼働するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行かない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	府内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none">システム管理者は、セキュリティ責任者からの協議を受け、アクセス権限の発行については、照合ID付与申請書に基づき、照合IDの付与及び照合情報の登録を行い、アクセス権限の失効については、職員の退職や異動がある度、照合ID無効化依頼書に基づき、失効処理を行う。怪我などで照合情報認証に適さない身体状況などシステム管理者がやむを得ない事情があると判断した場合は、照合情報の代わりにシステム管理者が発行する操作者照合暗証番号を用いる。操作者名簿にて、アクセス権限の発行及び失効の管理を行っている。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none">操作者に付与する権限は、業務上必要な範囲に限る。不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none">本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。操作履歴(アクセスログ・操作ログ)は、操作者を個人まで記録し、現行システムが稼働している間は、削除せず保管する。不正な操作が無いことについて、操作履歴と各所属で記録している使用簿等を合算させることにより適時確認する。定期的に監査を行っている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none">システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。定期的に監査を行い、業務上必要な検索又は抽出が行われていないことを確認する。毎年、操作者研修において事務外利用等の禁止について、指導している。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none">システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none">スクリーンセーバを利用し、長時間にわたり、本人確認情報を表示させないようにする。都道府県サーバの代表端末及び業務端末のディスプレイを来庁者等から見えない位置及び方向に適切に設置する。操作者は、業務上必要な検索、抽出、表示、及び帳票の出力を行わない。操作者は、離席の際には、業務アプリケーションを終了させ、電源の切断等を行い、本人確認情報を画面に表示したままの状態としない。業務上必要な帳票の出力を行った場合は、専用保管庫に施錠する等適切に管理する。なお、廃棄する場合は、焼却、溶解、及び截断等により廃棄する。本人確認情報が表示された画面のハードコピーを必要以上に取らない。			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

- 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
- 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
- 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先は、これまで住基ネット全体のセキュリティ確保の責任を負う立場であるとともに、過去10年以上にわたり住基ネットを安定的に運営してきた実績を有する。 ・契約書において、個人情報の保護に関する条項を設け、個人情報の適正な取り扱いについて定めており、必要に応じて、その取り扱い状況について調査する。 ・委託業務の従事者について、年1回以上セキュリティ教育を実施することを、契約により義務付けている。 			
	<p>[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない</p>			
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先に本人確認情報を提供する場合、システムで暗号化した上で提供し、委託先がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステムの設計とし、閲覧/更新をさせないよう制限する。 ・委託先が本人確認情報ファイルをバックアップ等の媒体に格納する際には、システムで自動的に暗号化を行うことで媒体の取得者が特定個人情報にアクセスできないシステム設計とし、閲覧/更新をさせないよう制限する。 ・委託業務に従事する者の氏名等を記載した名簿、体制図を提出させ、また、本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限を付与しない。 ・必要に応じて、操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 			
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>			
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に基づき、受託者が実施した業務について報告書により、適時確認するとともに熊本県行政文書等の管理に関する条例等に基づき定められた期間記録を保存する。 ・必要に応じて、操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 			
特定個人情報の提供ルール	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>			
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないと契約書上明記する。 ・契約書上、必要に応じて、特定個人情報の取扱いについて調査することができる。 			
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・集約センターには、本人確認情報を専用回線を通して提供する。 ・住基ネット関連機器保守及び運用支援業務に関する委託については、受託者に特定個人情報を提供せず、委託業務上本人確認情報を確認する必要がある場合、職員立会いのもと端末を操作し確認させる。 ・契約書上、必要に応じて、特定個人情報の取扱いについて調査することができる。 			
特定個人情報の消去ルール	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムにて自動判別し、消去。 ・熊本県から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務の完了後直ちに熊本県に返還、又は引き渡すものとする。 ・契約書上、必要に応じて、特定個人情報の取扱いについて調査することができる。 			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>			
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書において以下の項目について規定 ・秘密の保持 ・収集の制限 ・個人情報の保護 ・再委託の禁止 ・目的外利用及び提供の制限 ・複写、提供、複製の禁止 ・資料等の返還、廃棄等 ・従事者への周知 ・適正管理 ・実地調査 ・事故発生時における報告 			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>			
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務を課す。 ・受託者は、再委託先に対して、セキュリティ教育を実施する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いについて、必要に応じて、実地調査を行う。 			
その他の措置の内容	<p>—</p>			
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 諸事が残されている</p>			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>—</p>			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[] 提供・移転しない		
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、現行システムが稼働している間は、削除せず保管する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。				
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・住基法、番号法、及び熊本県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報の管理に関する要項等の関係規程に基づき行う。 ・住基ネット利用課に対して内部運用監査を行い、本人確認情報の利用・管理状況等を確認する。 ・システムの操作履歴を採取・保管し、不正な操作がないことを確認する。				
その他の措置の内容	「端末が置かれている執務室の施錠管理」、「操作者へのアクセス権限の限定」を行い、情報の持ち出しを制限する。媒体を用いて情報を連携する場合には、必要に応じて職員が立会う。				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	全国サーバと都道府県サーバ間の通信では、相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、熊本県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①NISC政府機関統一基準群						
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない			
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない			
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	具体的な対策の内容 ・都道府県サーバ集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバ集約センターにおいて、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・熊本県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。			
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	具体的な対策の内容 ・システムへのコンピュータウイルス等の不正プログラムの混入を監視、駆除するための措置を講じ、ウイルス対策ソフトの定期的パーソナルファイルの更新を行う。 ・端末はインターネットに接続できないようにする。 ・集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。			
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし				
その内容						
再発防止策の内容						
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない				
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。					
その他の措置の内容	-					
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク						
リスクに対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。					
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク						
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない				
手順の内容	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消去者の本人確認情報は法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後にシステム的に消去する。 ・帳票は、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認とともに、その記録を残す。廃棄時には、截断、溶解等により処理を行う。					
その他の措置の内容	-					
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
-						

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<ul style="list-style-type: none"> ・年に1回、住基ネット端末設置課に対し、セキュリティ対策に係るチェックリスト(端末に係る部分)を配布し、自己点検を実施する。 ・住基ネット利用課において、自己点検簿をつけている。 	
②監査	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査 年に1回、住基ネット利用課に対して内部運用監査を実施する。セキュリティ統括責任者を監査責任者とし、監査は3年で利用をしている全ての所属の監査を行う。また、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。 <ul style="list-style-type: none"> ①業務端末の運用状況 ②アクセス管理状況 ③帳票等の情報資産の管理状況 ④目的外利用していないか等の状況 等を確認する。 ・外部監査 民間の外部監査事業者による監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。なお、外部監査については、概ね3年に1度、5～10所属程度に対して実施する。 	

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・年に1回各所属の住基ネット担当者を対象に、住基ネットの概要、操作方法、セキュリティ対策、緊急時の対応等を内容とする操作者研修を実施する。なお、同所属内の別の操作者に対しては、研修に参加した者が、後日所属内で研修を行う。 ・違反行為を行った者については、照合IDを無効化する等の措置を講じる。 	

3. その他のリスク対策

――

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁本館3階 熊本県総務部市町村・税務局市町村課行政班 096-333-2105
②請求方法	来庁、郵送による本人確認情報開示請求書及び本人確認情報訂正(追加・削除)申出書の提出
特記事項	—
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 1件10円で、熊本県収入証紙を請求書に貼付することによる納付)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民基本台帳ネットワークシステム事務
公表場所	〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁本館1階 情報プラザ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁本館3階 熊本県総務部市町村・税務局市町村課行政班 096-333-2105
②対応方法	問合せの際に、対応について記録を残し、関係法令等に照らし、適切に回答する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	令和1年6月24日
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>

2. 国民・住民等からの意見の聴取

①方法	熊本県 県政に係る意見提出手続(県政パブリック・コメント手続)実施要項に基づき実施
②実施日・期間	令和2年1月10日(金) ~ 令和2年2月10日(月)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—

3. 第三者点検

①実施日	令和2年2月20日(木)
②方法	熊本県情報公開・個人情報保護審議会において第三者点検を実施
③結果	—

4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】

①提出日	—
②個人情報保護委員会による審査	—

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日 における担当部署②所属役職名	1 基本情報 7. 評価実施機関 課長 竹内 信義	市町村課長	市町村課長	事後	様式の改正に伴う形式的な変更にあたらない。
令和1年6月24日 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7、特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑤過去3年内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	内容・メールマガジン発行に伴うメール送信時 の操作誤りによるメールアドレスの漏洩。 原因:BCC(プライント・カーボン・コピー)で送付すべきところをTOで送信。 影響:2,626人分 発生時の対応:送信者全員に対し、お詫び及びメールの削除依頼を行うとともに、二次被害防止等のため、記者発表を行った。	発生から3年が経過したため、重要な変更に当たらない。	発記載を削除するものであり、重要な変更に当たらない。	事後	発記載を削除するものであり、重要な変更に当たらない。
令和1年6月24日 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7、特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑤過去3年内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	①各実施機関に対し、文書通知により注意喚起を行った。 ②メールシステムにおいて、戸外へのメール送信時、注意喚起の表示を行うこととした。 ③配信時に2名以上の職員が確認することを徹底することとした。	一	一	事後	発生から3年が経過したため、重要な変更に当たらない。
令和1年6月24日 I 基本情報-5個人番号の利用-法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法) (昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の9(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利活用) ・第30条の15(本人確認情報の利活用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法) (昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利活用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	重要変更にあたる。	事前	重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期
	(別添1)事務の内容(備考)	3.本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。	3.本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	事前 重要な変更にあたる。
	II 特定個人情報ファイルの概要-5特定個人情報の提供。 移転(委託)に伴うものを除く。)-提供先2-③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条及び第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9条及び第22条第7項に基づく経過措置である。	事前 重要な変更にあたる。
	II 特定個人情報ファイルの概要-5特定個人情報の提供。 移転(委託)に伴うものを除く。)-移転先1-③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9条及び第22条第7項に基づく経過措置である。	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更番、24. 住所外字変更番、25. 旧氏漢字、26. 旧氏外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更番	事前 重要な変更にあたる。
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-3特定個人情報の使用一リスク2-ユーザー認証の管理-具体的な管理方法	生体認証(操作者識別カード)による操作者認証を行う。	事前 重要な変更にあたらない。

－特定個人情報保護評価について－

1. 特定個人情報保護評価とは

- 特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイル（※）の適正な取扱いを確保することにより、特定個人情報の漏えい等の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを理念とし、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民及び住民の信頼の確保を目的とする。
- 特定個人情報の漏えい等のリスクを分析し、そのリスクに対する措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するもの。
- 番号法第27条第1項の規定に基づく特定個人情報保護評価指針により、様式に沿って作成した評価書をパブリックコメント等住民の意見を求めたうえで、情報公開・個人情報保護審議会が点検するという方法により実施し、リスク対策を十分に行っていることを公表する。

（※）特定個人情報ファイルとは、4情報、住民票コード、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース

- 評価実施機関は、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するとされている。直近の公表日は、平成27年6月であるため、5年を経過する前に再実施を行うもの。

2. 根拠規定

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下「番号法」という。）（抄）

（特定個人情報保護評価）

第二十七条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の特定個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3. 評価の対象事務

- 特定個人情報ファイルを取扱う事務
- 法令上の事務ごと、番号法別表第一に掲げる事務ごとに実施

4. 住民基本台帳ネットワークシステムの特定個人情報保護評価の概要

(1) 住基ネットが評価の対象となる理由

番号法の制定に合わせて住基法の改正も行われ、住民票の記載事項に個人番号が加わったため。住民票の記載事項のうち、特定個人情報ファイル（氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、住民票コード）については、市町村から都道府県、都道府県から機構へ、住基ネットを通じて通知することとされており、県では、個人番号をその内容に含む当該ファイルを都道府県サーバにおいて保有することとなるため、評価が必要となる。

(2) 評価の実施手続き

しきい値判断（取扱うファイルの対象人数が何人になるか）を行い、評価の種類が決まる。対象人数が30万人以上の場合、手続きが一番大変な基礎項目評価と全項目評価を実施する必要があり、住基ネットについては、対象人数が全ての熊本県民約180万人となるため、その対象となる。

(3) 事務フロー

【基礎項目評価・全項目評価】特定個人情報保護ファイルの基本的事項を記載した基礎項目評価書の作成及び特定個人情報ファイルの概要、リスク対策等を記載した全項目評価書の作成
対象人数、取扱者数、過去1年以内の情報漏えい等の重大事故等を記載、ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供及び移転、リスク対策等を記載



【パブリックコメントの実施】住民等の意見を広く求め、必要な見直しを行う。



【第三者点検】熊本県情報公開・個人情報保護審議会において、第三者点検を実施。評価の適合性・妥当性を審査。



【委員会提出・公表】特定個人情報保護評価委員会（内閣府外局の第三者機関）に提出し、公表

(4) 全項目評価書の内容

I 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の詳細な内容、当該事務において使用するシステムの機能、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署等について記載。

II 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルの種類、対象となる本人の数・範囲、記録される項目その他特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載。

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて詳細に分析し、このようなリスクを軽減するための措置について記載。

IV その他のリスク対策

自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策について記載。

V 開示請求、問合せ先

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載。

VI 評価実施手続

住民等からの意見の聴取及び第三者点検の方法等について記載。

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

[審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項]

(別添)

[凡例]
 () 数字:審査の観点(指針第10の1(2))
 ○数字:審査の観点における主な考慮事項
 数字:審査の観点における主な考慮事項(細目)

評価書番号 評価書名

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

特記事項

評価実施機関名

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。

- (1) しきい値判断に誤りはないか。
- (2) 適切な実施主体が実施しているか。
- (3) 公表しない部分は適切な範囲か。
- (4) 適切な時期に実施しているか。
- (5) 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。

- (6) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。
- (7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを絶減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。

- (8) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- (9) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- (10) その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを絶滅するためには、具体的に措置をしているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

- (11) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称					
②事務の内容 ※					
③対象人数	<p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>				
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム					
①システムの名称					
②システムの機能					
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム <p>[] 在民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム <p>[] 駐名システム等 [] 税務システム <p>[] その他 ()</p> </p></p></p>				
システム2~5					
システム6~10					
システム11~15					
システム16~20					

(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。

①特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。

2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。
3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。
4. 当該システムと情報を取り扱うシステムを全て記載しているか。

3. 特定個人情報ファイル名			
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由			
①事務実施上の必要性			
②実現が期待されるメリット			
5. 個人番号の利用 ※			
法令上の趣機			
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※			
①実施の有無	[]		
②法令上の根拠	<p><選択肢></p> <p>1)実施する 2)実施しない 3)未定</p>		
7. 評価実施機関における担当部署			
①部署			
②所長			
8. 他の評価実施機関			

3. 特定個人情報ファイル名			
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由			
①事務実施上の必要性			
②実現が期待されるメリット			
5. 個人番号の利用 ※			
法令上の趣機			
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※			
①実施の有無	[]		
②法令上の根拠	<p><選択肢></p> <p>1)実施する 2)実施しない 3)未定</p>		
7. 評価実施機関における担当部署			
①部署			
②所長			
8. 他の評価実施機関			

(別添1) 事務の内容

--	--

(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 基本情報	
<p>①ファイルの種類 ※</p> <p>[] システム用ファイル [] その他の電子ファイル(収計算ファイル等)</p>	
<p>②対象となる本人の数</p> <p>[] 1万人未満 [] 1万人以上10万人未満 [] 10万人以上100万人未満 [] 100万人以上1,000万人未満 [] 1,000万人以上</p>	
<p>③対象となる本人の範囲 ※</p>	
<p>④記録される項目</p> <p>[] その必要性</p>	
<p>・識別情報</p> <p>[] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報</p> <p>[] 情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 運営先(電話番号等)</p> <p>・その他住民票關係情報</p>	
<p>・業務關係情報</p> <p>[] 国税關係情報 [] 地方税關係情報 [] 健康・医療關係情報</p> <p>[] 医療保険關係情報 [] 児童福祉・子育て關係情報 [] 障害者福祉關係情報</p> <p>[] 生活保護・社会福祉關係情報 [] 介護・高齢者福祉關係情報</p> <p>[] 雇用・労働關係情報 [] 年金關係情報 [] 学校・教育關係情報</p> <p>[] 災害關係情報</p> <p>[] その他 ()</p>	
<p>その妥当性</p>	
<p>全ての記録項目 別添2を参照。</p>	
<p>⑤保有開始日</p>	
<p>⑥専務担当部署</p>	

(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。

②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用・特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。

<p>⑧対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することができる事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。</p>	
<p>⑨主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。</p>	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	「 】本人又は本人の代理人			
	「 】評議実施機関内の他部署			
	「 】行政機関・独立行政法人等			
	「 】地方公共団体・地方独立行政法人			
	「 】民間事業者			
	「 】その他			
②入手方法	「 紙	「 】電子記録媒体(フランジュメモリ)を除く。」 「 】フラッシュメモリ		
	「 電子メール	「 】専用線 「 】府内連携システム		
	「 情報提供ネットワークシステム			
	「 】その他			
	③入手の時期・頻度			
	④入手に係る妥当性			
⑤本人への明示				
⑥使用目的 ※				
⑦使用の主体				
※	使用部署	「 <選択肢>		
	使用部署	1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
⑧使用方法 ※				
⑨使用開始日				
⑩情報の突合 ※				
⑪情報の統計分析 ※				
⑫権利利益に影響を与える決定 ※				

10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。
11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。
12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。
13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。
14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。
15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与える決を定行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 1) 委託する <input type="checkbox"/> 2) 委託しない
委託事項1	
①委託内容	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[] 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の範囲※	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
その妥当性	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上300人未満 5) 300人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先における取扱者数	[] 1) 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリ)を除く。 2) フラッシュメモリ [] 紙
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 1) その他 ()
⑤委託先名の確認方法	
⑥委託先名	
⑦再委託の有無	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 1) 再委託する <input type="checkbox"/> 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項
委託事項2~5	
委託事項6~10	
委託事項11~15	
委託事項16~20	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 1) 委託する <input type="checkbox"/> 2) 委託しない
委託事項1	
①委託内容	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[] 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の範囲※	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
その妥当性	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上300人未満 5) 300人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先における取扱者数	[] 1) 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリ)を除く。 2) フラッシュメモリ [] 紙
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 1) その他 ()
⑤委託先名の確認方法	
⑥委託先名	
⑦再委託の有無	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 1) 再委託する <input type="checkbox"/> 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項
委託事項2~5	
委託事項6~10	
委託事項11~15	
委託事項16~20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託)に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ()件、 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている ()件
提供先	<input type="checkbox"/> 行っていない
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 其の他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	

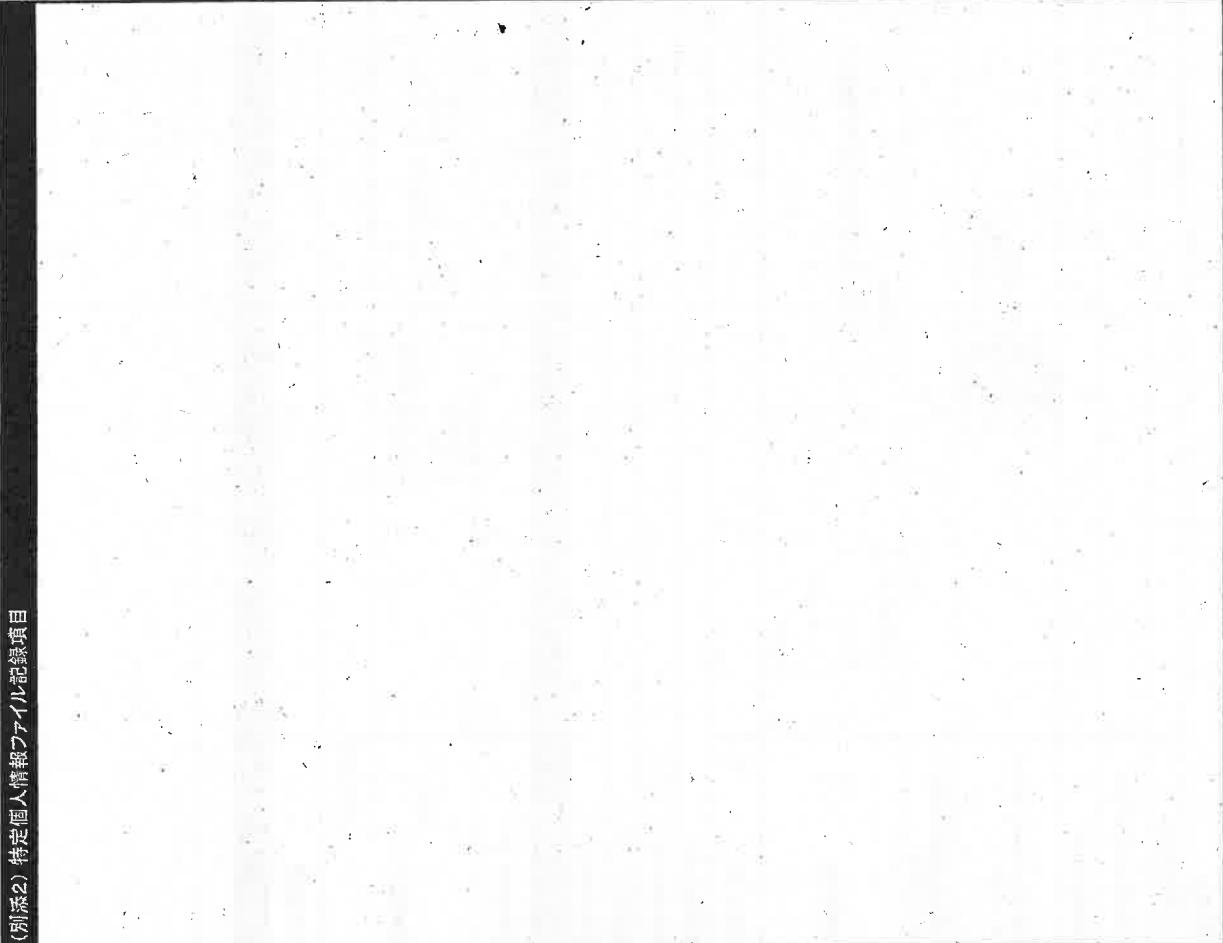
19 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されるごとにになるかを具体的に記載しているか。

①法令上の根拠			
②移転先における用途			
③移転する情報			
④移転する情報の対象となる本人の数	<p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1) 1万人未満 <input type="checkbox"/> 2) 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 3) 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 4) 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 5) 1,000万人以上 		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>[] 庁内連携システム</p> <p>[] 専用線</p> <p>[] 電子メール</p> <p>[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ</p> <p>[] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度			
移転先2~5			
移転先6~10			
移転先11~15			
移転先16~20			
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所※	<p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1) 1年未満 <input type="checkbox"/> 2) 1年 <input type="checkbox"/> 3) 2年 <input type="checkbox"/> 4) 3年 <input type="checkbox"/> 5) 4年 <input type="checkbox"/> 6) 5年 <input type="checkbox"/> 7) 6年以上10年未満 <input type="checkbox"/> 8) 10年以上20年未満 <input type="checkbox"/> 9) 20年以上 <input type="checkbox"/> 10) 定められていない、 		
②保管期間	期間		
		その妥当性	
③消去方法			
7. 備考			

20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されるにどになるかを具体的に記載しているか。

21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。
22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。

23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。



III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

※(7. リスク⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名			
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）			
リスク1：目的外の入手が行われるリスク			
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	リスクへの対策は十分か	リスクへの対策は十分か	リスクへの対策は十分か
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>〔 1) <選択肢> 2) 十分である 3) 資料が漏洩されている</p>	<p>〔 1) <選択肢> 2) 十分である 3) 資料が漏洩されている</p>	<p>〔 1) <選択肢> 2) 十分である 3) 資料が漏洩されている</p>
その他の措置の内容			
リスクに対する措置の内容			
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
入手の際の本人確認の措置の内容			
個人番号の真正性確認の措置の内容			
特定個人情報の正確性確保の措置の内容			
その他の措置の内容	リスクへの対策は十分か	リスクへの対策は十分か	リスクへの対策は十分か
リスクに対する措置の内容			
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスクに対する措置			

- (10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- (11) 記載されたリスクを軽減するための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報の目的に照らし、妥当なつか。

- ③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なつか。

- 24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なつか。
- 25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なつか。
- 26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なつか。
- 27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なつか。
- 28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なつか。
- 29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なつか。
- 30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なつか。
- 31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

3. 特定個人情報の使用

リスク： 目的を超えた記載付け、事務に必要な情報との紐付けが行わられるリスク

完名システム等における措置の内容

事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容

その他の措置の内容

【
】
1) <選択肢>
2) 十分である
3) 説明が残されている

リスクへの対策は十分か

【
】
1) <選択肢>
2) 十分である
3) 説明が残されている

リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク

【
】
1) <選択肢>
2) 行っていない
3) 説明が残されている

リスク3：権限の発効・失効の管理

【
】
1) <選択肢>
2) 行っている
3) 説明が残されている

リスク4：権限の管理

【
】
1) <選択肢>
2) 行っていない
3) 説明が残されている

その他措置の内容

【
】
1) <選択肢>
2) 記載を残していない
3) 説明が残されている

リスクへの対策は十分か

【
】
1) <選択肢>
2) 十分である
3) 説明が残されている

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

【
】
1) <選択肢>
2) 行っていない
3) 説明が残されている

リスクに対する措置の内容

【
】
1) <選択肢>
2) 十分である
3) 説明が残されている

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

【
】
1) <選択肢>
2) 十分である
3) 説明が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを認識するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

32. 実名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、譲じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、譲じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行なう場合は、特定個人情報にアクセスするユーザーの認証方法、なりすましが行われないために譲じているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
36. アクセス権限の発効・失効の管理による当該管理の適正性について具体的に記載をしているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していくことを具体的に記載しているか。記録を残していくない場合は、残していくなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう譲じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
39. 特定個人情報ファイルを取扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう譲じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な譲付に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

「 」委託しない

⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価のために照らし妥当なものか。

情報保護管理体制の確認	
特定個人情報ファイルの開 拓者・更新者の記録	<p>【<選択肢> 1) 制限している。 2) 制限していない。</p>
具体的な制限方法	<p>【<選択肢> 1) 記録を残している。 2) 記録を残していない。</p>
特定個人情報の提供ルール	<p>【<選択肢> 1) 定めている。 2) 定めていない。</p>
特定個人情報から他者への 譲付に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	<p>41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>
委託元と委託先間の 譲付に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	<p>42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>
ルール遵守の確認方法	<p>43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は、権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>
規約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに關する 規定	<p>44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>
規約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに關する 規定	<p>45. 委託ににおける特定個人情報の消去のルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されることは確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>
規約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに關する 規定	<p>46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>
規約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに關する 規定	<p>47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>
規約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに關する 規定	<p>48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれへのリスクについての記載はあるか。</p>

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		<input type="checkbox"/> 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転	[] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
その他の措置の内容	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 順当が実現されている	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 順当が実現されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 順当が実現されている	
リスク3： 繋った情報提供・移転してしまったりスク		
リスクに対する措置の内容	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 順当が実現されている	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 順当が実現されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

⑥ 特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを整減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	
具体的な方法	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスク3： 繋った情報提供・移転してしまったりスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 質量が見えている
リスク2： 安全が保られない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 質量が見えている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 質量が見えている
リスク4： 入手の際に特定個人情報をいわゆる紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 質量が見えている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 質量が見えている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 質量が見えている
リスク7： 紛った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 質量が見えている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴う他のリスク及びそのリスクに対する措置	

⑦ 情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずるべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行わるために講じているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するためには講じているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するためには講じているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することを防止するためには講じているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
61. 情報提供ネットワークシステムとの接続について、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・流失・毀損リスク	
①NISG改修機関統一運転車両	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて保守している 2) 十分に保守している 3) 十分に選択している 4) 技術機関ではない、
②安全管理体制	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全衛生規程	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	
⑥技術的対策	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	
⑦バックアップ	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、特徴的な施設において、個人情報を漏えい・流失・毀損が発生したか	[] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 球面が見されている

③特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを満足するためには講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 持に力を入れている 2) 十分である 3) 重視が残されている
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 持に力を入れている 2) 十分である 3) 重視が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法について記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 持に力を入れている 2) 十分である 3) 重視が残されている
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 持に力を入れている 2) 十分である 3) 重視が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 *

①自己点検 監査	具体的なチェック方法		
	【 ②監査	】<基準法> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	
②従業者に対する教育・啓発	具体的な内容		
	【 従業者に対する教育・啓発	】<基準法> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	
3. その他のリスク対策	具体的な方法		
	【 3. その他のリスク対策	】	

- ⑨ 特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業者に対する教育・啓発を行っているか。

70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。

71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。
72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。

V 告示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	
②請求方法	
③手数料等	[<選択肢> (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)]
④個人情報ファイル開示 公表	[<選択肢> り行っている 2) 行っていない] 個人情報ファイル名 公表場所
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル開示への 不範囲等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	
②対応方法	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	<p>【選択肢】</p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 2) 基礎項目評価及び全項目評価が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施) 4) 情定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。

1. 実施日	
2. しきい値判断結果	<p>【選択肢】</p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 2) 基礎項目評価及び全項目評価が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施) 4) 情定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
3. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

オンライン結合による個人情報の提供の制限について

1 熊本県個人情報保護条例の規定

(オンライン結合による提供)

- 第9条 実施機関は、オンライン結合（通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の情報機器とを結合し、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外の者が隨時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。）により、個人情報を実施機関以外の者へ提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれか（特定個人情報にあっては、第1号に限る。）に該当するときは、オンライン結合により、個人情報を提供することができる。
- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 公安委員会又は警察本部長が専用回線を通じて警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

●オンライン結合により個人情報を実施機関以外の者へ提供すること

 9条2項1～3号に該当する場合のみ可能

2 本諮詢案件の論点

熊本県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第9条（オンライン結合による個人情報の提供の制限）に係る本諮詢案件の論点は次のとおり。

- (1) クラウド型電子カルテシステムによる診療情報の管理（諮詢②）

ア オンライン結合による個人情報の提供に当たるか。

→ **要判断**

オンライン結合による個人情報の提供	要件①	通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の情報機器とを結合し、
	要件②	実施機関の保有する個人情報を <u>実施機関以外の者が隨時入手し得る状態</u> にする方法により
	要件③	個人情報を <u>実施機関以外の者へ提供</u> すること

 ●クラウドストレージサービスを利用して個人情報を保管するだけであれば、要件②又は③に該当しないと整理できないか。

イ 公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものと認められるか。

→ **(オンライン結合による個人情報の提供に当たる場合、) 要判断**

※判断基準：(2) イを参照

(2) 熊本県地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）による患者情報

共有事務（質問③）

ア オンライン結合による個人情報の提供に当たるか。

→ 判断不要（要件①～③を満たすと考えられる）

イ 公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものと認められるか。

→ **要判断**

【判断基準（閉鎖型（※））】※特定の相手方に対して個人情報を提供するもの

基準①	基準②
<p>●公益上の必要があること（①及び②を満たすこと）</p> <p>① オンライン結合を行うことによって、住民サービスの向上、住民負担の軽減又は事務事業の効率化が図られること</p> <p>② 次のいずれかに該当する場合であって、かつ、手作業処理又は磁気テープ等の搬送により個人情報を提供する方法では十分な成果が期待できないこと</p> <p>ア 実施機関又は相手方の事務の性質上、個人情報の提供の即時性又は個人情報の最新性を確保する必要があること</p> <p>イ 全国一元的なシステムであるなど、実施機関のシステムが相手方の管理する個人情報の収集を兼ねるものであること、又は相手方との共有的な性質の個人情報処理に伴うものでデータの相互利用を予定していること</p>	<p>●個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められること（①及び②を満たすこと）</p> <p>① 実施機関において個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えい等の防止のための措置として次のア及びイの基準を満たすこと</p> <p>ア システムの維持管理のため管理者による次の条件をすべて満たす管理をすること</p> <p>1 個人情報を保存するサーバーの負荷状態の監視と制御</p> <p>2 定期的な個人情報データのバックアップ</p> <p>イ ファイルへの不正なアクセスの排除の次の条件をすべて満たすこと</p> <p>1 パスワードの設定</p> <p>2 利用者ごとの利用権限の設定</p> <p>3 専用回線等の使用</p> <p>② オンライン結合の提供先においても実施機関と同様の保護制度が整備されているか、適切な保護措置が講じられていると認められること</p>

令和2年(2020年)2月10日

熊本県情報公開・個人情報保護審議会会長様

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聞く事項について(諮問)
熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 諮問事項

クラウド型電子カルテシステムによる診療情報の管理について

2 条例上の根拠

条例第9条第2項第3号

(オンライン結合による個人情報の提供を行う場合)

3 内容

別紙のとおり



クラウド型電子カルテシステムによるカルテ管理事務

(諮問の要旨)

次の個人情報取扱事務を熊本県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第9条第2項第3号に基づき、こども総合療育センター受診患者のカルテ情報を、クラウド型電子カルテシステムにより同システム提供業者の有するデータセンターに保管し、管理することに関する意見の聴取。

- ・こども総合療育センター受診患者のカルテ管理事務

1 標記事務の概要及び諮問理由

こども総合療育センターでは現在紙カルテによる診療情報の管理を行っているが、効率性・迅速性の向上、正確な情報伝達や情報の安全性の確保、利用者サービスの向上を目的に、電子カルテへの変更を予定している。導入に際して、災害時等のデータ喪失の回避、初期投資は高値となるが長期的な運用費が安価に抑えられることから、クラウド型電子カルテシステムの導入を検討している。

クラウド型電子カルテシステムを導入した場合、こども総合療育センター利用患者のカルテは、同システム提供業者の有するデータセンターに保管することになり、条例第9条第1項により原則禁止となっているオンライン結合による個人情報の提供に該当する可能性があることから、同条第2項第3号に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問するものである。

2 クラウド型電子カルテシステムの選択理由

次の理由から、こども総合療育センターは、クラウド型電子カルテシステムを選択した。以下の条件が満たせる業者の選定を行う。

(1) 永続的なデータ保存が可能。災害等発生時に、患者情報を喪失する致命的なリスクを回避できる。

データセンターにて診療情報のバックアップを行われており、仮にサーバ障害が発生した時にも迅速な復旧が可能である。また、データセンターはシステム堅牢性の高い安全な場所に置かれ、災害時におけるデータ滅失又はき損の可能性を低下させ、危機管理の推進に繋がる。

また、オンラインシステムが停止した場合も想定し、院内の部門連携サーバに一定の診療記録のファイルを出力することで、必要最低限の診療情報は参照可能にできる。

(2) 初期費用は高値だが、運用費は安価である。トータルコストの低減及び保守負担が軽減できる。

クラウド型電子カルテシステムを採用することで、電子カルテサーバ、医事サーバを購入する必要がないため、初期コストを低減させることができる。

また、導入後に発生するメンテナンスにおいても、保守管理時に生じるサーバに関する消耗品の購入や運用するために必要な電気代、サーバ管理業務を軽減することができる。

3 提供する個人情報の範囲

こども総合療育センター利用者の診療記録（氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、診療情報（主訴、現病歴、既往歴、家族歴、生活状況、身体所見、検査、

入院経過・看護記録、治療方針、その他医師等の所見、等))

4 個人情報の保存先

クラウド型電子カルテシステム提供業者の有するデータセンター

5 クラウド型電子カルテシステムのオンライン結合の概要について

電子カルテ端末とデータセンターは、ガイドラインに準拠しIP-VPNを用いて病院とデータセンター間の通信を暗号化してやり取りされる。一定期間のデータは院内に設置する部門連携サーバに保管される。また、データセンターで診療データのバックアップを行うことで、サーバ障害時の迅速な復旧も可能である。

システムの監視はデータセンターにて24時間管理が行われており、電子カルテシステム利用者がシステム管理の専任者を必要としない。データセンターに情報の保管はなされるため、業者選定時には熊本県個人情報保護条例第13条に基づき、以下の3つの措置をとる。

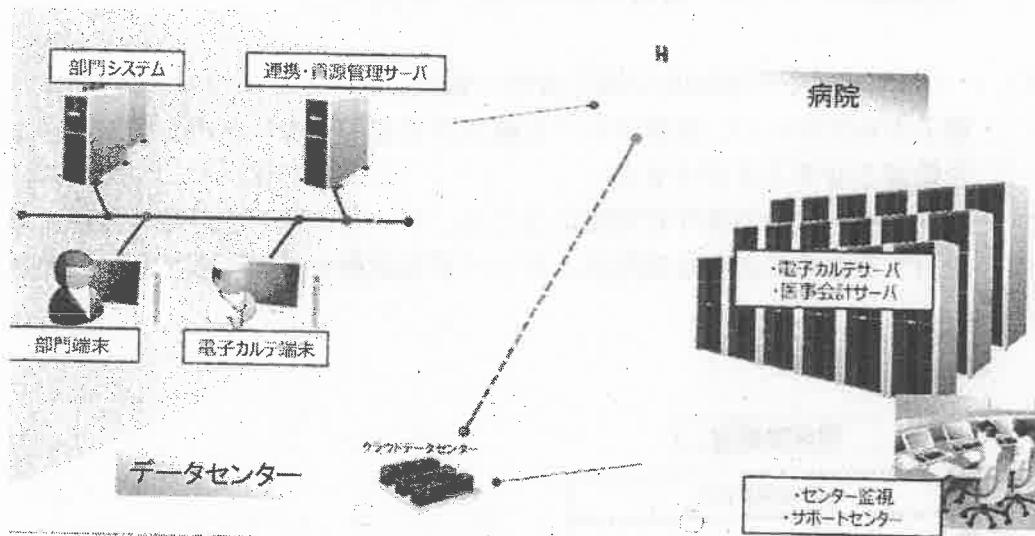
- ① 委託契約書に、個人情報取扱特記事項を守るべき旨を記載する。
- ② 特記事項の内容について、契約締結時等に受託者に説明・周知する。
- ③ 契約締結後にも、個人情報保護のための措置が的確に履行されるよう、受託者に対する監督・指導を行う。

システムの名称 ※ [] は運用開始時期	担当課	提供する個人情報の類型	提供する個人情報の内容	提供先	システムの概要	基準1 公益上の必要があること	基準2 個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められること
クラウド型電子カルテシステム [R3.3]	こども総合療育センター	こども総合療育センター受診患者	氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、診療情報（主訴、現病歴、既往歴、家族歴、生活状況、身体所見、検査、入院経過・看護記録、治療方針、その他医師等の所見、等）	クラウド型電子カルテシステム提供	医師法第24条、歯科医師法第23条、医療法第21条に基づき記載する、クラウドデータセンターへシステム提供	(1) システム堅牢性の高い安全な情報保存場所にデータセンターが置かれているため、災害時におけるデータ漏えい等の防止のため適切な措置が講じられている。 (2) 現地設置型の電子カルテセンターへ結合し、円滑な診療情報の登録・部署間の情報共有、登録情報の安全な保管を図るもの。	(1) 個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えい等の防止のため適切な措置が講じられている。 (2) 提供の相手先においても適切な保護措置が講じられている。

クラウド型電子カルテシステムによる診療情報の管理 事務の概要及び流れ（フロー図）

医師法第24条、歯科医師法第23条、医療法第21条に基づき記載する記録を、クラウド型電子カルテシステム提供業者の有する電子カルテ専用回線により結合し、円滑な診療情報の登録・共有、登録情報の安全な保管を図るもの。

電子カルテシステム、医事会計システムのサーバ、アプリケーションをクラウドデータセンターで管理し、ネットワーク経由で利用する。



- ① 当該事務を実施する所属、提供する個人情報の内容及び提供先
実施する所属は、健康福祉部熊本県こども総合療育センター。
提供する個人情報の内容については、電子カルテシステム、医事会計システム内の診療情報。
具体的には、氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、診療情報（主訴、現病歴、既往歴、家族歴、生活状況、身体所見、検査、入院経過、看護記録、治療方針、その他医師等の所見）等の情報。
提供先はデータセンターを維持管理するクラウド型電子カルテシステム提供業者。

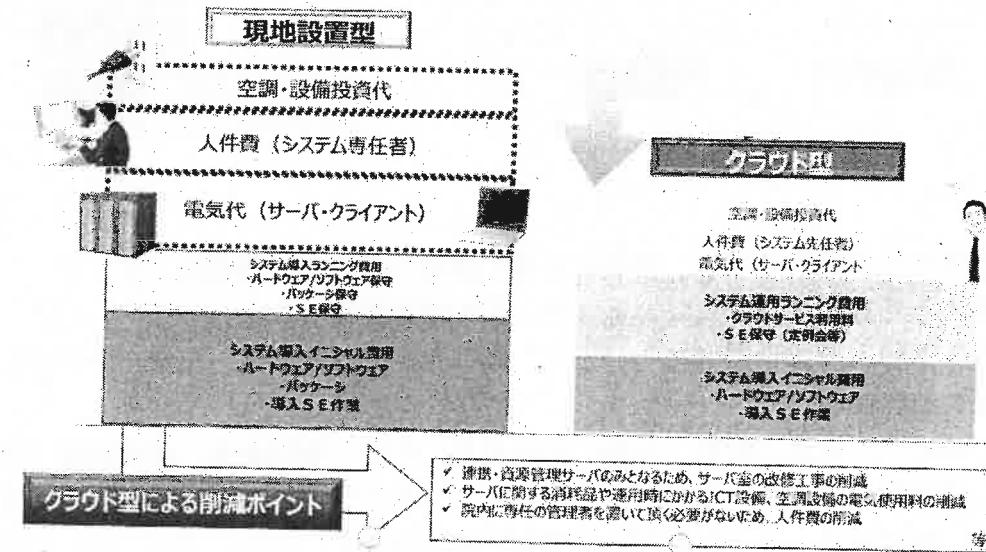
② サーバ型ではなくクラウド型にする必要性

(1) 永続的なデータ保存・災害対策

- ・データセンターにて診療情報のバックアップを行うことで、サーバ障害時に迅速な復旧を行うことができる。また、システム堅牢性の高い安全な情報保存場所にデータセンターが置かれているため、災害時におけるデータ滅失又はき損の可能性を低下させ、危機管理の推進を図ることができる。
- ・オンラインシステムが停止した場合においても、院内の部門連携サーバに一定の診療記録のファイルを出力し、必要最低限の診療情報が参照可能である。カルテ記載内容以外にも、患者基本情報、病名、検査結果、感染症、アレルギー情報が参照可能である。

(2) トータルコストの低減及び保守負担の軽減

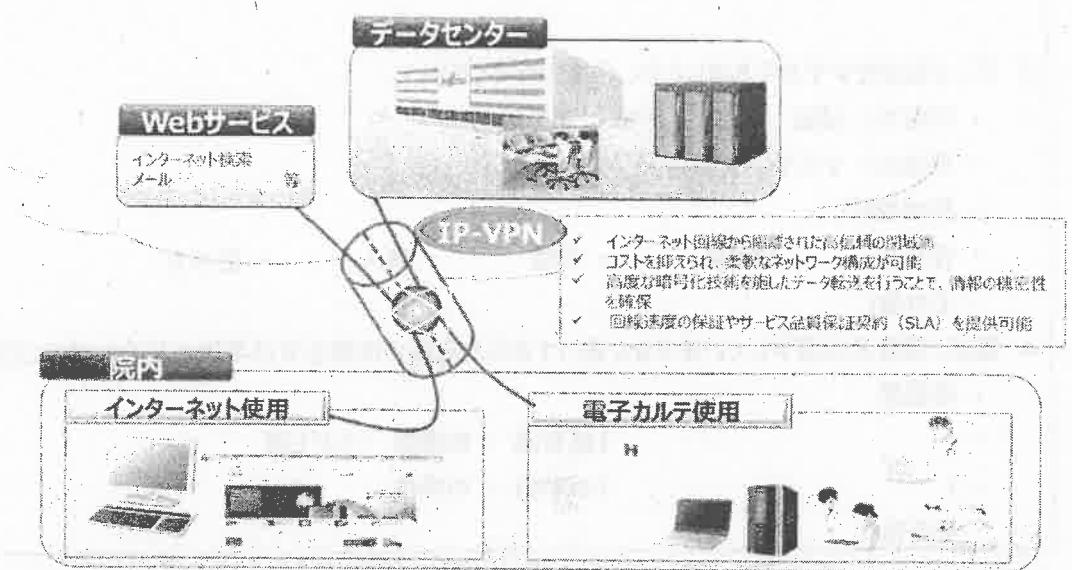
- ・電子カルテサーバ、医事サーバを購入する必要がないため、初期コストを低減させることができる。
- ・メンテナンス等の保守管理時に生じる、サーバに関する消耗品の購入や運用するために必要な電気代、サーバ管理業務を軽減することができる。



③ 当該システムにおける情報安全管理措置の内容

(1) 電子カルテ専用の回線を使用する

院内電子カルテとデータセンターの接続については、IP-VPNを使用する。また、インターネットを経由しない安全な通信に加え、高度な暗号化技術を用いたデータ転送を行うことで、情報の機密性を確保する。



(2) 下記の3ガイドラインに対応する事業者の運用するシステムを利用することで、医療情報を安全に管理する。

- ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）
- ・医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン（経済産業省）
- ・クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン（総務省）

(3) 熊本県個人情報保護条例第13条に基づき、以下の3つの措置をとる。

- ①委託契約書に、個人情報取扱特記事項を守るべき旨を記載する。
- ②特記事項の内容について、契約締結時等に受託者に説明・周知する。
- ③契約締結後にも、個人情報保護のための措置が的確に履行されるよう、受託者に対する監督・指導を行う。

お子様の氏名

初診 年 月 日 初診時年齢 歳 か月

◎お子様の診察の参考としますので、1~4の項目の記入について、ご協力をお願いいたします。

1 記入されたあなたは、お子様との続柄は何ですか。○をつけてください。

・父 ・母 ・祖父 ・祖母 ・その他()

2 本日、受診された理由は何ですか。

3 どこで受診をすすめられましたか。○をつけてください。

・市町村(健診 相談 訪問 その他 :)

・保健所(すこやか育児相談)

・医療機関()

・保育園 ・幼稚園 ・学校 ・知人 ・自分で

・その他()

4 現在、通園又は通学していますか。通っておられる場合は園名又は校名等をお書きください。

・未就園

・()保育園 ・幼稚園 ・子ども園

・()小学校 ・中学校

・その他()

家 族 歴		血族結婚(有・無)
		流 産(有・無) 死 産(有・無)
	主な養育者	
	家族の傷病	
	()人家族	

	主 訴
	経 過
	等
福 祉 制 度	<p>利用(手続中)サービスの有無(有・無・手続中) : 内容()</p> <p>身体障害者手帳(有・無) : ()種()級</p> <p>療育手帳(有・無) : A1 A2 B1 B2 次回判定年度()</p>
備 考	<p>母子手帳持参(有・無)</p> <p>同伴者 :</p>

妊	異常(有・無)内容:							
娠	風疹	ATLA	HBs抗原	HCV抗体	STS	トキソプラズマ		
分娩	分娩:	在胎	週	日	出生児:	体重	身長	
					胸囲	cm	頭囲	cm
	仮死(有・無)	Apgar(点/分)	(点/分)			
	娩	胎位(頭位	骨盤位	横位)				
	自然分娩	誘導分娩	吸引分娩	帝王切開	その他()			
新生児期	異常(有・無)							
	内容:							
	NICU入院歴(有・無)				レスピレーターケア(有・無)			
	保育器(有・無)				光線療法(有・無)			
栄養	母乳	混合	人工					
	離乳食:	未開始	()か月から開始	()か月で完了				
	発達	固視・追視(か月)	声を出して笑う(か月)	頸定(か月)				
	寝返り(か月)	座位(か月)	ずりばい(か月)					
	四つばい(か月)	つかまり立ち(か月)	つた歩き(か月)					
	独歩(歳か月)	単語(歳か月)	二語文(歳か月)					
	音に対する反応(有・不明瞭・無)							
既往疾患	麻疹(歳か月)	水痘(歳か月)	おたふくかぜ(歳か月)					
	風疹(歳か月)	けいれん(歳か月)	喘息(歳か月)					
	薬物アレルギー()	食物アレルギー()						
	その他()							
	入院歴(有・無):							
予防接種	ポリオ(I・II)	ポリオ不活化(I・II・III・IV)	四・三種混合(I・II・III・追加)					
	MR(I・II)	麻疹	風疹	日本脳炎	おたふくかぜ	水痘		
	インフルエンザ	Hib	肺炎球菌	ロタ	シナジス	B型肝炎		
	ツ反(一、十、土/年月)	BCG(年月)						
	その他()							
乳幼児健診	実施日 場所 結果							
	1か月(受診・未受診)	年月日						
	3~4か月(受診・未受診)	年月日						
	6~7か月(受診・未受診)	年月日						
	1歳6か月(受診・未受診)	年月日						
	3歳(受診・未受診)	年月日						
検査歴	代謝スクリーニング()	染色体()	脳波()					
	MRI()	CT()	聴力検査()					
	その他()							

熊本県こども総合療育センター 担当SW()

4歳以上

氏名：_____ (男・女) 生年月日： 年 月 日 (歳)

お子様の様子について、あてはまるところに○をつけてください。

生まれてから3歳頃までの様子

- ・おとなしくて手がかからなかった・・・・・・・・・・・なかつた・あつた・現在ある
- ・夜泣き、瘤がひどかつた・・・・・・・・・・・なかつた・あつた・現在ある
- ・人見知り・・・・・・・・・・・・なかつた・普通・強かつた・現在ある
- ・光るもの、回るもの等を見つめることを好んだ・・・・なかつた・あつた・現在ある
- ・一人で遊ぶことが多かつた／他人の介入を嫌がつた・・・なかつた・あつた・現在ある
- ・バイバイ・拍手などの真似をしなかつた・・・・なかつた・あつた・現在ある
- ・名前を呼んでも振り向かなかつたり、無視したりした・・・なかつた・あつた・現在ある
- ・言葉が遅かつた。言葉がなかなか増えなかつた・・・・なかつた・あつた・現在ある
しやべり始めの時期（　歳頃）初めての言葉（　）
- ・奇妙な動作があつた（つま先歩き、クルクル回る、身体をゆする、指をくねらせる、手を振るなど）・・・・・・・・・・・なかつた・あつた・現在ある
- ・こだわりやすい傾向があつた。（道順、物の位置、マーク、特定の動作や手順など）
・・・・・・・・・・・なかつた・あつた・現在ある

(内容)

4歳～6歳くらいまでの様子

- ・いう事を聞かない。(指示が入りにくい)・・・・あつた・ある・すこしある・ない
- ・集団活動参加が難しい・・・・・・・・・・・あつた・ある・少しある・ない
- ・兄弟や友達とトラブルになりやすい・・・・・・・あつた・ある・少しある・ない
- ・急な予定変更や行事が苦手・・・・・・・・・・・あつた・ある・少しある・ない
- ・新しい人や場所に慣れるのに時間がかかる・・・・あつた・ある・少しある・ない
- ・同年代の子供が苦手である・・・・・・・・・・・あつた・ある・少しある・ない
- ・知らない人にも話しかける・・・・・・・・・・・あつた・ある・少しある・ない
- ・ルールや順番を守る事が苦手・・・・・・・・・・・あつた・ある・少しある・ない
- ・朝夕の挨拶の時など視線が合いにくい・・・・あつた・ある・少しある・ない
- ・落ち着きがなく、動きが多い・・・・・・・・・・・あつた・ある・少しある・ない
- ・不注意な怪我が多い・・・・・・・・・・・あつた・ある・少しある・ない
- ・運動が苦手／姿勢がくずれやすい・・・・・・・・あつた・ある・少しある・ない
- ・年齢に比して手先が不器用（鉛筆・鉄・箸使い）・・・あつた・ある・少しある・ない
- ・爪かみ、指しゃぶり、チック、どもり・・・・・・・あつた・ある・少しある・ない
- ・感覚で敏感な所がある（音・匂い・痛み・触覚等）・あつた・ある・少しある・ない
(内容)

言葉について、現在どのくらいしゃべりますか。…未・単語・2語文・3語文以上
年齢に比して遅いと感じる…・…・…・…・…・…・…・…・…・…・…
オーム返しや独り言…・…・…・…・…・…・…・…・…・…・…
吃音・発音不明瞭…・…・…・…・…・…・…・…・…・…・…
会話がかみ合いにくい／一方的になりやすい…・…・…
意思表示が苦手…・…・…・…・…・…・…・…・…・…
その他（ ）

園や学校生活全般について、あてはまるものに○をつけてください

1. 園や学校にスムーズに登校できている
2. 集まりや授業中に勝手に席を立ったり、発言をしたりする
3. 姿勢が悪い、または崩れやすいと言われたことがある
4. 係など自分の役割をきちんと行うことができる
5. 一斉指示だと聞いていない、または理解していないことがある
6. 園や学校であった事を帰宅してから話すことができる
7. ある程度決まった仲の良い友人がいる
8. 友達とのトラブルが多い
9. 提出物や文房具などを忘れたり、なくすことがある

・学校での学習についてあてはまるものに○をつけてください

- 国語 1. 音読で発音がつかえる
2. 音読でひらがなを読み間違える
3. 本を讀んでいるうちに行がずれたり、読み飛ばすことがある
4. 板書の書き写しがあまりできていない
5. 宿題の課題をやる時に、字を書く事全般に時間がかかる
6. 字の形が整わなかったり、まっすぐかけない
7. 筆順が覚えられない
8. 漢字が覚えられない、書くのが苦手
9. 自由作文が特に苦手である
- 算数 1. 数の理解が難しい
2. 計算ができない、ないしは非常に時間がかかる
3. 計算はできるが、文章題になると難しい、苦手
4. 計算はできるが、図形が苦手
- ・その他、特に苦手な科目があれば、内容を記載してください（例：運動、楽器、図工等）

ご家庭での子育ての様子やお子様の生活面についてお聞きします

- ・主な養育者 ()
- ・子育てに家族の協力・援助がありますか・・・ある・少しある・あまりない
- ・子育てのしにくさを感じる事がありますか・・・しばしば・時々・たまに・あまりない
内容 ()
- ・お子様が叱られたり、注意されたり、叩かれてしまうことがありますか。
・・・・・・・・・・・しばしば・時々・たまに・あまりない
- ・一日の生活リズムはとれていますか。・・・・規則的・やや不規則・不規則
 - ・平日の起床時間・・・・・・・・(時頃)
 - ・朝ごはん・・・・食べない・食べる (時頃)
 - ・朝の準備はスムーズにできますか?・・・はい・いいえ
 - ・登園または登校時間・・・・・・・・(時頃)
 - ・帰宅時間・・・・・・・・(時頃)
 - ・夕食までは主に何をして過ごしますか? ()
 - ・夕食の時間・・・・・・・・(時頃)
 - ・就寝時間・・・・・・・・(時頃)
 - ・寝つきの悪さや夜間の中途覚醒等がありますか? ない・ある ()
 - ・食事の問題はありますか? ・・・大食・小食・ムラがある・偏食・遊び食べ
 - ・テレビ・ビデオ・動画・ゲーム等の視聴時間

平日 およそ 時間 分 / 休日 およそ 時間 分

- ・携帯・スマートフォンやタブレット、ゲーム器等の使用についてお尋ねします。

自分の機器を使いますか? ・・・毎日ある・時々・たまに・ない

保護者や兄弟の機器を使いますか? ・・・毎日・時々・たまに・ない

取り上げると泣きわめく、怒る・・・よくある・時々・たまに・ない

平日の使用時間: 一日平均 時間 分位使用、(終了時刻 時頃)

休日の使用時間: 一日平均 時間 分位使用

- ・日常生活の自立度 (当てはまるところに○をつけてください)

1. 食事 (全面的に介助が必要、ある程度自分で食べられる、自分でできる)

2. 洗面 (全面的に介助が必要、ある程度自分でできる、自分でできる)

3. 排泄 (オムツ: 必要・不要・夜のみ・トレーニング中)

排尿: (予告可・不可/報告可・不可) 介助要・不要・トレーニング中

排便: (予告可・不可/報告可・不可) 介助要・不要・トレーニング中

4. 衣服の着脱 (自分で脱げる・自分で着る事ができる・ボタンをかけられる)

5. 入浴 (全部介助要・部分的に要・一人で問題なくできる)

6. 危険の認知 (全く分からず・少しある・大体わがっている)

4歳未満

氏名：_____ (男・女) 生年月日：____年____月____日 (____歳)

0~1歳半頃までのお子様の様子について該当するものに○をつけてください。

- ① あやすと顔を見てよく笑った·····はい・いいえ・わからない
- ② 大人しくて手がかからなかった·····はい・いいえ・わからない
- ③ 癪の強い子だった·····はい・いいえ・わからない
- ④ 音に対しての反応·····敏感・普通・少ない
- ⑤ 夜泣きが強かった、または中々泣き止まなかつた·····はい・いいえ・わからない
- ⑥ 抱っこしないと寝ない。ベッドに置くとすぐ泣いた·····はい・いいえ・わからない
- ⑦ 抱こうとしても抱かれる姿勢をとらない·····はい・いいえ・わからない
- ⑧ 人見知り·····強かつた・普通・なかつた
- ⑨ イナイイナイバーをすると喜んで笑つた·····はい・いいえ・わからない
- ⑩ バイバイ・拍手などの真似をしなかつた·····はい・いいえ・わからない
- ⑪ 哺語（「マママ」「ダダダ」など）が少なかつた·····はい・いいえ・わからない
- ⑫ 玩具に興味を示して、よく遊んだ·····はい・いいえ・わからない
- ⑬ 1歳頃、興味のある物や出来事を指さし、母親や養育者の顔を見た
·····はい・いいえ・わからない
- ⑭ 1歳頃、養育者が指さしした先を見なかつた·····はい・いいえ・わからない
- ⑮ 抱っこや、世話をされるのを嫌がる·····はい・いいえ・わからない
- ⑯ 1、2秒より長く視線を合わせる·····はい・いいえ・わからない
- ⑰ おいで、ちょうどいなどの身振りによく反応した·····はい・いいえ・わからない
- ⑱ 人やテレビの動作の真似をする·····はい・いいえ・わからない
- ⑲ 周囲にあまり関心を示さず、一人で遊んでいる·····はい・いいえ・わからない
- ⑳ 人や物に興味がなく、じっとしたり、ウロウロする·····はい・いいえ・わからない
- ㉑ わけもなく突然笑ったり、泣き叫んだりする·····はい・いいえ・わからない
- ㉒ 日常で言われた言葉がわかる·····はい・いいえ・わからない
- ㉓ 動きが多く、目が離せない·····はい・いいえ・わからない
- ㉔ 片言（ワンワン、ブッパーなど）を話す·····はい・いいえ・わからない

言葉をしゃべり始めたのは何歳頃ですか？ _____歳 _____か月頃

現在どの位しゃべりますか？

哺乳／単語（数語・10語以上・20語以上）／2語文／3語文以上

その他何か気になる事があれば記載してください

*1歳半以降のお子さんは裏面にも、お答えください。

1歳半～現在まで

- ① 名前を呼んでも振り向かなかったり、無視したりした……ない・ある (歳頃)
- ② 指さしがなかった……ない・ある
指差しの始まった時期 (歳頃)
- ③ 人見知り……ない・普通・ある
人見知りの一番強い時期 (歳頃)
- ④ 親から平気で離れて動き回り、目が離せない……ない・ある (歳頃)
- ⑤ 視線があいにくいと感じる……ない・少しある・よくある
- ⑥ ごっこ遊びをしないと感じる……ない・少しある・よくある
- ⑦ 自分の遊びに介入されることを嫌がる……ない・少しある・よくある
- ⑧ 周囲に关心を示さないで、一人遊びが多い……ない・少しある・よくある
- ⑨ 玩具に合った遊び方をする……ない・少しある・よくある
- ⑩ 変わった動作を繰り返す (クルクル回る、身体を揺らす、手指をヒラヒラさせる、手をかざして見る、つま先歩きなど)……ない・少しある・よくある
内容 ()
- ⑪ 同じ遊びを繰り返したり、執着する (玩具をきれいに並べる、ドアの開け閉め)
……ない・ある (内容:)
- ⑫ 新しい場所・人に慣れにくい……ない・少しある・よくある
- ⑬ こだわりやすい傾向があった (道順・物の位置・数字・マーク・特定の手順など)
……ない・ある (内容:)
- ⑭ 興味を持つものが少ない、または限られている……ない・少しある・よくある
- ⑮ 特定の音に敏感……ない・少しある・よくある
- ⑯ 香水、洗剤、特定の食材など、においに敏感……ない・少しある・よくある
- ⑰ 服の感触、背中のタグ、触られるのを嫌がる等……ない・少しある・よくある
- ⑱ 食べ物の好き嫌いがひどい……ない・少しある・よくある
- ⑲ 痛みを感じにくい、または過剰に反応する……ない・少しある・よくある
- ⑳ 寝つきが悪い、夜中に起きて騒ぐ……ない・少しある・よくある
- ㉑ 動きが多く、興味のあるところに、突進してしまう……ない・少しある・よくある
- ㉒ 痛が強く、気に入らないと大泣きしたり、ひっくり返る……ない・少しある・よくある
- ㉓ すぐ叩く、かみつく……ない・少しある・よくある
- ㉔ 言われたことが通じにくい気がする……ない・少しある・よくある
- ㉕ 2歳すぎても言葉が遅い・なかなか増えない……ない・少しある・よくある
- ㉖ オーム返しや独り言が多い……ない・少しある・よくある
- ㉗ その他言葉で気になる事がありますか……ない・ある
(内容:)

ご家庭での子育ての様子やお子様の生活面についてお聞きします

- ・主な養育者 ()
- ・子育てに家族の協力・援助がありますか・・・ある・少しある・あまりない
- ・子育てのしにくさを感じる事がありますか・・・しばしば・時々・たまに・あまりない
内容 ()
- ・お子様が叱られたり、注意されたり、叩かれてしまうことがありますか。
・・・・・・・・・・・しばしば・時々・たまに・あまりない
- ・一日の生活リズムはとれていますか。・・・・・・・規則的・やや不規則・不規則
 - ・平日の起床時間・・・・・・・・(時頃)
 - ・朝ごはん・・・食べない・食べる (時頃)
 - ・朝の準備はスムーズにできますか?・・・はい・いいえ
 - ・登園または登校時間・・・・・・・・(時頃)
 - ・帰宅時間・・・・・・・・(時頃)
 - ・夕食までは主に何をして過ごしますか? ()
 - ・夕食の時間・・・・・・・・(時頃)
 - ・就寝時間・・・・・・・・(時頃)
 - ・寝つきの悪さや夜間の中途覚醒等がありますか?・・・ない・ある ()
 - ・食事の問題はありますか?・・・大食・小食・ムラがある・偏食・遊び食べ
 - ・テレビ・ビデオ・動画・ゲーム等の視聴時間

平日 およそ 時間 分 / 休日 およそ 時間 分

- ・携帯・スマートフォンやタブレット、ゲーム器等の使用についてお尋ねします。
- 自分の機器を使いますか?・・・・・・・・・・・毎日ある・時々・たまに・ない
- 保護者や兄弟の機器を使いますか?・・・・・・・・・・・毎日・時々・たまに・ない
- 取り上げると泣きわめく、怒る・・・・・・・よくある・時々・たまに・ない
- 平日の使用時間:一日平均 時間 分位使用、(終了時刻 時頃)
- 休日の使用時間:一日平均 時間 分位使用

- ・日常生活の自立度 (当てはまるところに○をつけてください)

1. 食事 (全面的に介助が必要、ある程度自分で食べられる、自分でできる)
2. 洗面 (全面的に介助が必要、ある程度自分でできる、自分でできる)
3. 排泄 (オムツ:必要・不要・夜のみ・トレーニング中)
 - 排尿:(予告可・不可/報告可・不可) 介助要・不要・トレーニング中
 - 排便:(予告可・不可/報告可・不可) 介助要・不要・トレーニング中
4. 衣服の着脱 (自分で脱げる・自分で着る事ができる・ボタンをかけられる)
5. 入浴 (全部介助要・部分的に要・一人で問題なくできる)
6. 危険の認知 (全く分からぬ・少しあかる・大体わかっている)

平成 年 月 日

受診結果連絡票

熊本県こども総合療育センター
整形外科・小児科

貴下、ますますご清栄のことと存じ上げます。

下記の方が当センターを受診されましたので、診察等の結果及び今後のフォローアップなどにつきまして御連絡申し上げます。

なお、受診結果連絡票の貴所への情報提供につきましては、保護者の同意を得ておりますが、保護者に伝えていない内容が含まれている場合がありますので、情報の取扱いについては充分御注意いただきますようお願い申し上げます。

記

フリガナ		初診日 平成 年 月 日 保護者氏名
氏名	(男・女)	
生年月日 平成 年 月 日生		TEL
住所 〒		
紹介経路 1 市町村乳幼児健診 2 すこやか育児相談 3 精神発達相談 4 医療機関() 5 その他() 6 紹介なし		
受診理由(主訴):		
診断 診断説明の有無: 有 無 説明した相手: 父 母 その他()		
説明時の状況と内容:		

平成 年 月 日発送

1. こども総合療育センターの対応

- 外来診察・検査・治療等(整形外科: / 小児科: / 歯科: /)
 - 外来定期訓練(PT: / OT: / ST: /)
 - 外来経過観察(PT: / OT: / ST: /)
 - 外来療育相談(心理個別: / 身辺自立: / その他: /)
 - 医療型発達支援事業(四肢不自由児通園)
 - 福祉型発達支援事業(知的障害児通園)
 - 入所(一般 母子)
 - その他
- []
- 終了

2. 貴機関への連絡事項

対応結果の報告: 要 不要

地域療育サービスの説明の有無: 有 無

地域療育サービス利用の保護者希望の有無: 有 無

- []
- 地域療育センター(療育相談員)(訪問療育 施設支援 外来療育)

目的

- []
- 障害児通所支援事業(児童発達支援・放課後等デイサービス)、その他市町村療育関連事業

目的

- []
- その他

3. 他機関紹介

医療機関:

その他:

*御不明な点などございましたら、担当(中城)まで御連絡ください。

〒869-0524 宇城市松橋町豊福 2900 熊本県こども総合療育センター 地域支援班保健師

TEL:0964-32-1144 FAX:0964-32-1179

入院診療計画書

様

平成 年 月 日

病棟	医療棟、生活棟(虹の丘・風の丘)、母子棟
主治医以外の担当者名	
病名 (他に考え得る病名)	
症状	
治療計画	
検査内容及び日程	
手術内容及び日程	
推定される入院期間	
栄養摂取に関する評価	特別な栄養管理の必要性 (有・無)
その他 ・看護計画 ・リハビリテーション等の計画	

注1 病名等は、現時点で考えられるものであり、今後検査等を進めいくにしたがって変わりうるものである。
 注2 入院期間については、現時点で予想されるものである。

(主治医)

印

(本人・家族)

リハビリテーション処方録(理学・作業)

処方日 年 月 日 (初・追・変・継)

ID番号			<input type="checkbox"/> 外来 (初診日 年 月 日)	主治医
氏名] (男・女)		<input type="checkbox"/> 入院 (入院日 年 月 日)	処方医
生年月日 年 月 日	生(才)			
診断名				
症状および経過			治療目標	
処方 (治療期間 年 月 日 ~ 年 月 日)			禁忌・注意事項	
治療(指導)形態 (個別・グループ)				
担当職種 <input type="checkbox"/> PT <input type="checkbox"/> OT <input type="checkbox"/> 看護婦(士) <input type="checkbox"/> その他)				
評価	治療内容			
1. ROMテスト 部位 2. 筋力テスト 部位 3. 運動発達評価 4. JMAP 5. GMFM 6. SMTCP 7. COPM 8. PEDI 9. Wee-FIM 10. その他	A. 機能訓練 1. ROM改善 2. 筋力増強 3. 筋緊張軽減 4. 運動発達促進 5. 協調性改善 6. 巧緻性改善 7. 持久性改善 8. 感覚統合 9. 高次神経機能 10. 筋、関節痙攣性 変化防止	B. ADL訓練 1. 移動動作改善 歩行・よっぽい・ハイハイ ねがえり・その他 2. 姿勢保持改善 立位・よっぽい位・座位 腹臥位・頭部垂直支持 3. 日常生活改善 食事・整容・更衣 排泄・入浴 4. 上肢机上動作改善 5. その他()	C. 物理療法 1. ホットパック 2. パラフィン浴 3. マイクロウェーブ 4. 低周波療法 5. レーザー療法 6. 湍流浴	

リハビリテーション報告書(理学・作業)

ID番号	患者氏名
(初期・中間・最終)	
報告日 年 月 日	
担当者	

様式1

リハビリテーション実施計画書(PT OT)

実施期間		年 月 日 ~ 年 月 日		(外来 通園 入所) センター内併用(PT・OT・ST)
I D	氏名	男 女	生年月日 年月日	
診断名				他機関併用リハ <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無
心 身 機 能	<input type="checkbox"/> 運動発達の遅れ <input type="checkbox"/> 筋緊張の状態 -低緊張・痙性・アトーテ・失調・その他() <input type="checkbox"/> 麻痺の部位 -四肢麻痺・両麻痺・片麻痺(右 左) -対麻痺・その他() <input type="checkbox"/> 関節拘縮() <input type="checkbox"/> 变形()			地域参加 <input type="checkbox"/> 幼稚園・保育園 <input type="checkbox"/> 障がい児デイサービス <input type="checkbox"/> 子育て支援サークル <input type="checkbox"/> 通園 <input type="checkbox"/> 通所事業 <input type="checkbox"/> 普通校 <input type="checkbox"/> 養護学校 <input type="checkbox"/> 利用していない <input type="checkbox"/> その他
治 療 方 針	目標(本人・家族の希望を含む) <input type="checkbox"/> 粗大運動の改善 <input type="checkbox"/> 筋緊張の調整 <input type="checkbox"/> 日常生活動作の改善 <input type="checkbox"/> 巧緻動作の改善 <input type="checkbox"/> 視知覚機能の改善 <input type="checkbox"/> 自助具・生活補助具の作製 <input type="checkbox"/> コミュニケーション手段の獲得			<input type="checkbox"/> 就園(学)準備 <input type="checkbox"/> 介護量軽減 <input type="checkbox"/> 介護方法の指導 <input type="checkbox"/> その他
リハビリテーション種別及び単位数 (: 単位)		コメント		
頻度 回 / 週・月		[]		
特記事項(合併症、禁忌事項など)				
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
《粗大運動(GMFMの評価基準に基づき判断)》 -頸 定(1.不可 2.不安定だが可 3.可) -正中位 指向(1.不可 2.不安定だが可 3.可) -肘立て位(1.不可 2.不安定だが可 3.可) -腕立て位(1.不可 2.不安定だが可 3.可) -四つ這い位(1.不可 2.不安定だが可 3.可) -座位保持(1.不可 2.不安定だが可 3.可) -起き上がり(臥位から床坐位) (1.不可 2.途中まで可 3.可) -寝返り(1.不可 2.途中まで可 3.可) -腹這い移動(1.不可 2.少し可 3.可) -四つ這い移動(1.不可 2.少し可 3.可) -つかまり立ち(1.不可 2.不安定だが可 3.可) -伝い歩き(1.不可 2.不安定だが可 3.可) -補助歩行(1.不可 2.不安定だが可 3.可) [杖・歩行器] -立ち上がり(床坐位から立位へ) (1.不可 2.不安定だが可 3.可) -独立位(1.不可 2.不安定だが可 3.可)				
《独歩(1.不可 2.不安定だが可 3.可)》 《ADL(PEDIの評価基準に基づき判断)》 -食事(1.全介助 2.介助[多い] 3.介助[少ない] 4.見守り 5.自立) -更衣(1.全介助 2.介助[多い] 3.介助[少ない] 4.見守り 5.自立) -靴及び装具 (1.全介助 2.介助[多い] 3.介助[少ない] 4.見守り 5.自立) -入浴(1.全介助 2.介助[多い] 3.介助[少ない] 4.見守り 5.自立) -排泄(1.全介助 2.介助[多い] 3.介助[少ない] 4.見守り 5.自立) -整容(1.全介助 2.介助[多い] 3.介助[少ない] 4.見守り 5.自立) -移動(1.全介助 2.介助[多い] 3.介助[少ない] 4.見守り 5.自立) -移乗(1.全介助 2.介助[多い] 3.介助[少ない] 4.見守り 5.自立)				
《認知・コミュニケーション》 -追視(1.しない 2.正中線まで可 3.正中線を越えて可) -視線(1.合わない 2.それやすい 3.合う) -音反応(1.無 2.不明瞭 3.良) -意思疎通(1.困難 2.ある程度可 3.十分可) -日常会話(1.困難 2.ある程度可 3.十分可)				
コメント				
説明日 年 月 日		評価日: _____ リハ担当者: _____		
		本人・家族署名: _____ 主治医署名: _____		

上記の評価には実施時の年齢から、対象とならない項目も含まれています。
熊本県こども総合療育センター
(本人用)

心理 オーダー表 (定期枠: K式)

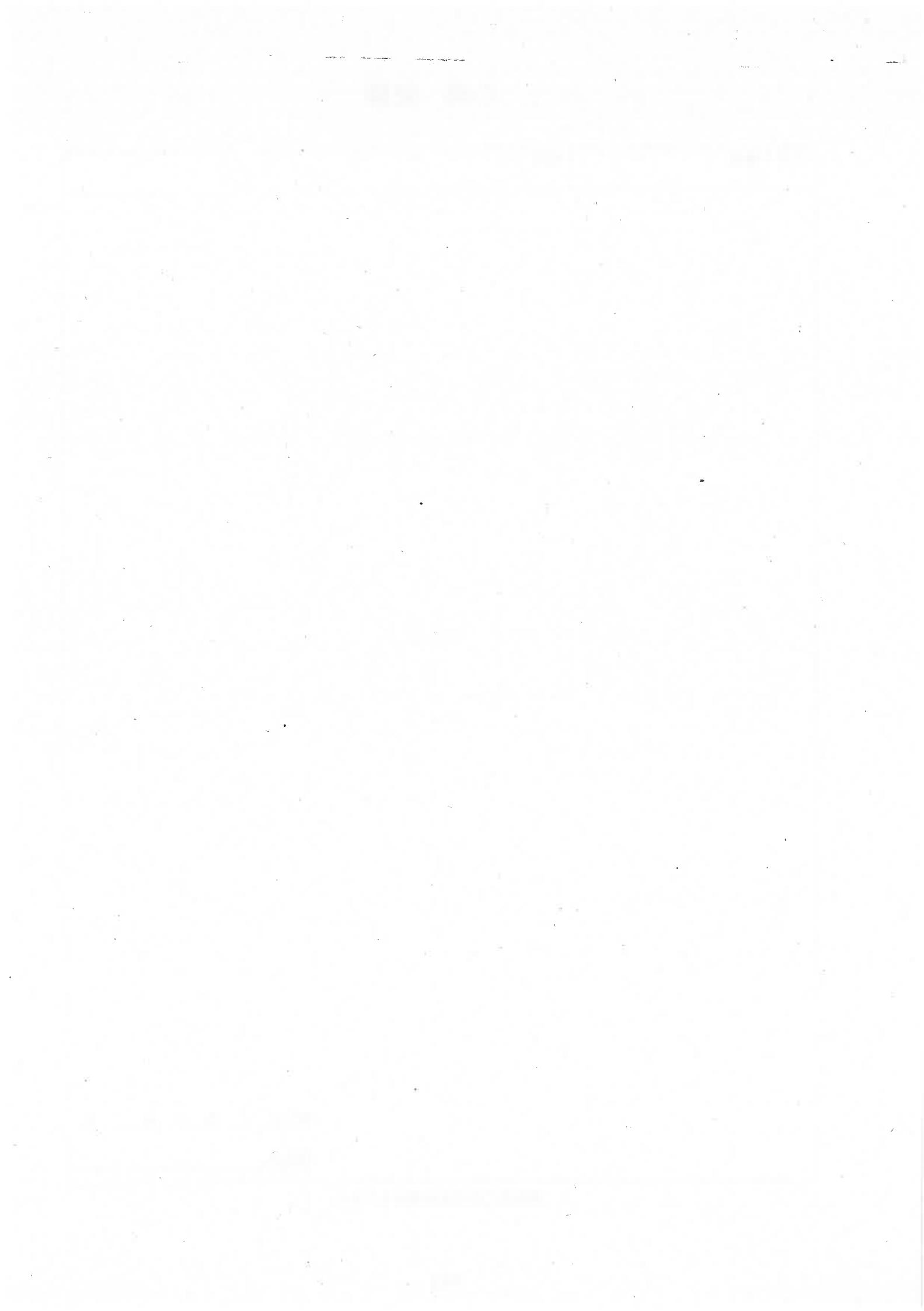
令和 年 月 日

名前・カルテ番号・生年月日		主治医
		診断名
<input type="checkbox"/> 新版K式発達検査2001 過去の検査結果 <input type="checkbox"/> その他 () 評価		
学習・行動の様子	1 「聞く」ことに困難を	示す/著しく示す
	2 「話す」ことに困難を	示す/著しく示す
	3 「読む」ことに困難を	示す/著しく示す
	4 「書く」ことに困難を	示す/著しく示す
	5 「計算する」ことに困難を	示す/著しく示す
	6 「推論する」ことに困難を	示す/著しく示す
	7 「不注意」の問題を	示す/著しく示す
	8 「多動性・衝動性」の問題を	示す/著しく示す
	9 「対人関係やこだわり等」の問題を	示す/著しく示す
	10 「コミュニケーションスキル」	()
	11 「行動特性」	()
	特記事項	

心理 記録

カルテ番号	氏名
<u>報告日</u> 年 月 日	
<u>担当者</u>	

熊本県こども総合療育センター



資料

2-3
療育セ第419号

令和2年(2020年)2月10日

熊本県情報公開・個人情報保護審議会会長様

熊本県知事 蒲島 郁夫



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聞く事項について（諮問）
熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 諒問事項

熊本県地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）による
患者情報共有事務について

2 条例上の根拠

条例第9条第2項第3号
(オンライン結合による個人情報の提供を行う場合)

3 内容

別紙のとおり



熊本県地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）による患者情報共有事務

（諮詢の主旨）

次の個人情報取扱事務において、熊本県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第9条第2項第3号に基づき、熊本県こども総合療育センター電子カルテシステムから、熊本県地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）へのオンライン結合による個人情報の提供を行うことについての意見の聴取。

・熊本県地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）による患者情報共有

1 標記事務の概要及び諮詢理由

平成22年に「保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について」が厚生労働省より通知され、医療情報の交換・共有による医療の質の向上を目的とした「厚生労働省電子的情報交換推進事業」や経済産業省における複数の情報処理事業者間で開発されたシステムの相互運用の推進・普及を図ることを目的とした「医療情報システムにおける相互運用性の実証事業」の成果の活用についても積極的に検討されるようになった。

世界最先端IT国家創造宣言（平成27年6月30日閣議決定）においても「地域を超えた国民への医療サービス提供等を可能とする医療情報利活用基盤の構築を目指し、医療情報連携ネットワークについて、データやシステム仕様の標準化、運用ルールの検討やシステム関連コストの大幅な低廉化等による費用対効果の向上を図りつつ、2018年度までに全国へ普及・展開を図る。」とされるなど、政府としても、医療情報連携ネットワークの重要性を認識し、全国普及・展開を進めることとされている。

この流れの中で、熊本県においては平成27年に「くまもとメディカルネットワーク」が整備、運用を開始した。令和2年1月現在、利用施設数は501にのぼり、地域において中核的な役割を担う病院は大半が加入済となっている。また、第7次県保健医療計画において令和4年3月までにくまもとメディカルネットワーク参加県民5万人を目標として設定し、質の高い医療・介護に活かすシステムの構築を目指すこととしている。

一方、熊本県こども総合療育センターではこれまで紙のカルテ（診療記録）を使用していたが、業務効率化やコスト削減等が課題として挙がり、電子カルテ導入委員会を発足して電子カルテの導入が検討されてきた。令和3年2月の本格導入を目指して作業を進めている段階にある。電子カルテ導入の大きなメリットの1つとして「くまもとメディカルネットワーク」参加による医療の質の向上が挙げられている。

しかし、「くまもとメディカルネットワーク」に参加して診療情報を共有することは、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外の者へ提供することにあたり、条例第9条2項第1号から第2号に規定された例外的に情報提供できる場合のいずれにも該当しないことから、同項第3号に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮詢するものである。

2 情報を提供する理由

次の理由から、熊本県こども総合療育センターは、「くまもとメディカルネットワーク」（以下、「本ネットワーク」という。）への参加を同意した患者（以下、「参加者」という。）の個人情報を提供する必要がある。

（1） 医療機関同士で患者の紹介・逆紹介を行う際、患者情報の迅速かつタイムリ

一な共有を通じ、重複した検査や診療を避けることができるため、最低限の検査で患者状態を正確に把握した質の高い医療の提供が可能になる。また、患者情報の問合せ等に要する負担軽減が図れることから、業務の効率化にも寄与する。

- (2) 診療情報提供書を電子媒体で送付できるため、郵送に要する時間や事務負担及びコストを抑えることができる。また、患者や家族が書類やCD等を直接持ち運ぶことがなくなるため、紛失による個人情報の流失のリスクも解消される。
- (3) 本ネットワークを通じて共有する情報は、専用のサーバーでバックアップが取られているため、災害時のカルテ消失等に備えることも可能となる。また、急病や外傷による救急搬送時において、意識を確認できない場合においても、速やかに患者情報を参照できることから、迅速で適切な医療を提供することが可能となる。

3 提供する個人情報の範囲

参加者の診療、調剤、介護等に必要な情報

4 個人情報の提供先

本ネットワークを利用している医療機関及び介護施設（以下「利用者」という。）のなかで、参加者が共有を希望した施設

5 情報提供の手続きについて

- (1) 本ネットワークについて説明を受けた患者の中で、利用者への情報共有に同意をした者が本ネットワーク参加同意書に必要事項を明記し、熊本県こども総合療育センターに同意書を提出する。本ネットワークサポートセンターが参加者の必要な情報を登録した後、利用施設で、参加者の診療・調剤・介護等に必要な情報の共有が開始される。参加者は情報共有を希望する施設を選び、隨時、追加・変更・撤回を行うことができ、自身の利便性を高めることができる。
- (2) 本ネットワークを利用できるのは利用施設が、利用・撤回・管理責任者等届（利用施設用）を提出し、本ネットワークを運営する公益社団法人熊本県医師会で受理された施設に限られる。利用施設の責任者は、その管理責任を負うものとし、本ネットワークの安全な管理・運営のため自施設内に管理責任者を配置し、本ネットワークに届出を行う。
- (3) 利用者は利用施設の中で利用登録を行った医師、薬剤師、歯科医師および医療機関従事者に限られる。利用する際は、医師資格証、薬剤師資格証、または本ネットワークへの申請によって発行される利用者カードによる認証が必要となる。

6 情報提供の方法

- (1) 利用する回線にはIP-VPNを利用し、情報はすべて暗号化されていることから、通信の安全性は確保されている。また、熊本県こども総合療育センターの電子カルテシステムと本ネットワークは直接結合されず、予め決められた（国が推奨する仕様に沿った）主要な患者情報等のみが蓄積された連携用データベースサーバと結合する。なお、本ネットワークではサポートセンターが定期的にアクセスログをチェックし、不正なアクセスがないか監視しており、セキュリティポリシーに反する利用をした場合は罰則が設けられている。

- (2) 参加者が利用施設に意識がない状態で救急搬送され、参加者カードを停止できない場面または救急搬送された利用施設に対し、当該参加者が情報共有の同意を行っていない場合においては、緊急時として人命救助を最優先され、参加者の情報を参照できる仕組みとなっている。

※用語の定義

1 IP-VPN

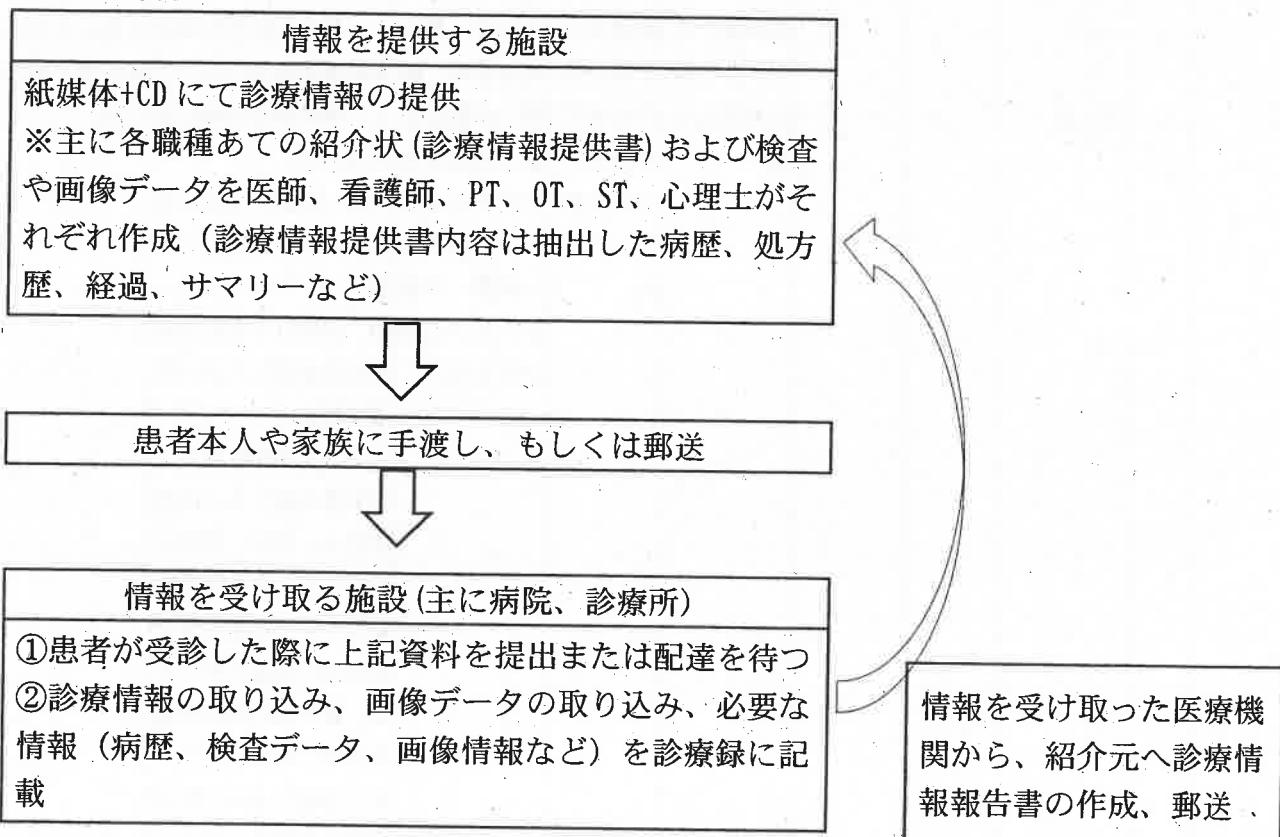
通信事業者が保有する広域ネットワーク網と参加機関等に設置されている通信機器とを接続する通信回線が他のネットワークサービス等と共にされていないクローズドなネットワーク（閉域IP通信網）による接続方式を指す。

システムの名称 ※ [] は運用開始時期	担当課	提供する個人情報の類型	提供する個人情報の内容	提供先	システムの概要	基準1 公益上の必要があること	基準2 個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められること
熊本県地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク） [R3. 3]	熊本県こども総合療育センター	くまもとメディカルネットワークへの参加を同意した患者（参加者）に必要な情報	くまもとメディカルネットワークを活用して、いる医療機関及び介護施設のなかで、参加者が共有を希望した施設	県内の医療・介護関係機関を、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用したネットワークでつなぎ、参加者の診療、調剤、介護等に必要な情報を共有することにより、質の高い医療・介護サービスに活かすもの。	(1) 診療サービスの向上、患者負担の軽減を、ICHT（情報通信技術）を活用したネットワークで共有することにより、質の高い医療・介護サービスに活かすもの。	(1) 個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えい等の防止のための適切な措置が講じられている。 (2) 提供の相手先においても適切な保護措置が講じられている。 (3) 災害時のカルテ消失等に備えることができる。また、急病や外傷による救急搬送時において、意識を確認できない場合においても、速やかに患者情報を参照できることから、迅速で適切な医療の提供が可能となる。	(1) 個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められること

熊本県地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）による患者情報共有事務

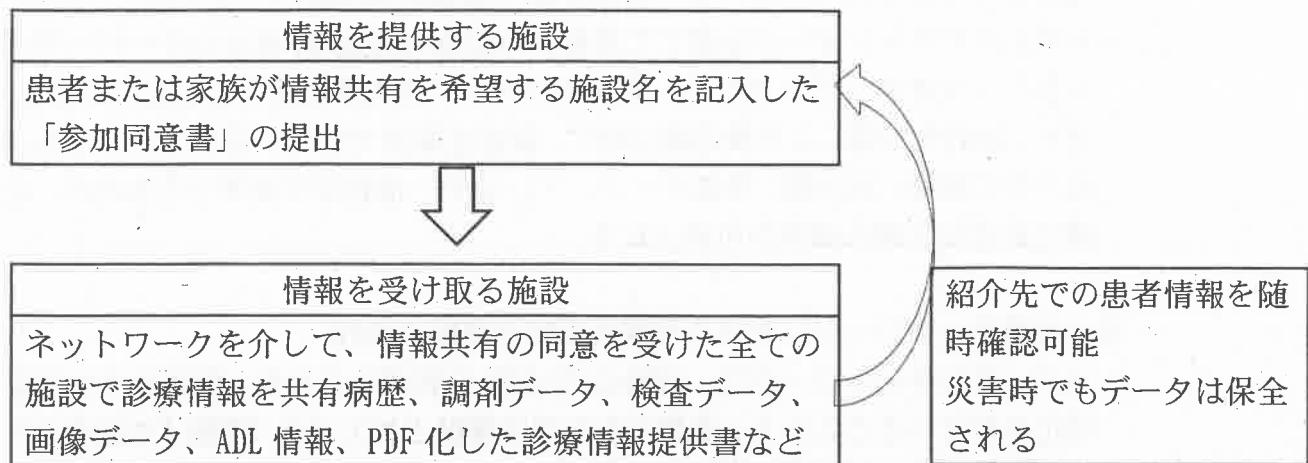
事務の概要及び流れ（フロー図）

- 1) 熊本県地域医療等情報ネットワーク（以下メディカルネットワーク）が介入しない現状



※情報提供先が多岐にわたる場合は上記作業を繰り返す。

2) メディカルネットワークへ加入した場合



※情報提供先は病院や診療所以外に、患者が情報共有を許可した施設であれば、薬局や介護施設・事業所、訪問看護ステーション、地域包括センターでも情報の閲覧は可能となる（現時点では県内の約500施設が対象）。

② 当該事務を実施する所属、提供する個人情報の内容および提供先

当該事務を実施する所属

熊本県こども総合療育センター

提供する個人情報の内容

病歴、処方歴、採血結果などの検査データ、レントゲンなど画像情報や所見、PDF化した診療情報提供書や看護サマリーなどのこれまでの経過や家族歴、患者背景が記載された診療情報

個人情報の提供先

メディカルネットワークを利用している医療機関及び介護施設等のなかで、患者が情報共有を希望した施設が対象となる。その際、上記の施設名を記入した「参加同意書」の提出が必須となる。

③ 当該ネットワークにより患者情報を共有する公益性及び必要性

- ・医療機関同士で患者の紹介
- ・逆紹介を行う際、患者情報（病歴、処方歴、検査データ、アレルギー情報等）の迅速な共有を通じ、どのような治療や検査を実施したか、処方した薬は何かなどを相互に確認できるようになるため、重複検査や重複処方が解消され、最低限の検査で患者状態を正確に把握した質の高い医療の提供が可能になる。更には、患者情報の問合せ等に要する負担軽減にもつながる。
- ・診療情報提供書を電子媒体で送付できるため、郵送に要する時間や事務負担及びコストを抑えることができる。また、患者や家族が書類やCD等を直接持ち

運ぶことがなくなるため、紛失による個人情報の流失のリスクが解消される。

- ・メディカルネットワークを通じて共有する患者等情報は、専用のサーバーでバックアップを取っているため、災害時のカルテ消失等に備えることができる。また、急病や外傷による救急搬送時に、意識を確認できない場合においても、速やかに病歴、処方歴、検査データ、アレルギー情報等が参照できるため、迅速で適切な医療の提供が可能となる。

④ 当該ネットワークにおける情報安全保全措置の内容

- ・メディカルネットワークは、回線に IP-VPN を利用しており、情報はすべて暗号化されていることから、通信の安全性は確保されている（準拠する法令、ガイドライン等は運用管理規定別紙1 ガイドラインおよび標準規格等参考文書一覧表 を参照）。
- ・導入を予定している熊本県こども総合療育センターの電子カルテシステムとメディカルネットワークは直接結合されず、予め決められた（国が推奨する仕様に沿った）主要な患者情報等のみが蓄積された連携用データベースサーバと結合するものである。また、医師、薬剤師等アクセスする者の資格によって共有できる情報を制限することができることから、必要最小限の結合といえる。
- ・提供される情報は、熊本県こども総合療育センターの全ての患者の情報ではなく、情報共有に同意した患者であり、かつ、上記のとおり一部の主要な情報のみとなる。その上、情報提供先の機関で情報を閲覧する職員は、医師資格証、薬剤師資格証等の利用者カードとパスワードがなければメディカルネットワークにログインすることはできないことから、無資格者による閲覧を防ぐことができる仕組みとなっている。

熊本県地域医療等情報ネットワーク
(くまもとメディカルネットワーク)

運用管理規程 別紙1

ガイドラインおよび標準規格等参考文書一覧表
(法令、ガイドライン、標準規格、参考文書)

Ver.1.1

平成 29 年 5 月 30 日

公益社団法人 熊本県医師会

準拠法令／参考文書

準拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人情報の保護に関する法律（最終改正：平成 28 年 5 月） ② 熊本県個人情報保護条例（最終改正：平成 29 年 3 月） ③ 医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 24 条の診療録 ④ 薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)第 28 条の調剤録 ⑤ 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 9 条の診療録等（作成については、同規則第 22 条） ⑥ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第 6 条の調剤録（作成については、同規則第 5 条） ⑦ 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 21 条第 1 項の記録(同項第 9 号に規定する診療に関する諸記録のうち医療法施行規則第 20 条第 10 号に規定する処方せんに限る。)第 22 条の記録(同条第 2 号に規定する診療に関する諸記録のうち医療法施行規則第 21 条の 5 第 2 号に規定する処方せんに限る。)、及び同法第 22 条の 2 の記録同条第 3 号に規定する診療に関する諸記録のうち医療法施行規則第 22 条の 3 第 2 号に処方せんに限る。) ⑧ 電子署名及び認証業務に関する法律 平成 26 年 6 月 ⑨ 「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(2004 年)、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(2004 年)の「電子文書法」 ⑩ 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成 17 年 3 月 25 日厚生労働省令第 44 号)
参考とする文書	<ul style="list-style-type: none"> ① 保健医療福祉分野 PKI 認証局 署名用証明書ポリシ 平成 28 年 2 月 (厚生労働省) ② 保健医療福祉分野 PKI 認証局 認証用（人）証明書ポリシ 平成 27 年 2 月 (厚生労働省)

準拠する標準規格等／ガイドライン

標準規格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働省標準規格（厚生労働省医政発 0328 第 6 号、政社発 0328 第 1 号 平成 28 年 3 月 28 日 通知） <ul style="list-style-type: none"> ① HS001 医薬品 HOT コードマスター ② HS005 ICD10 対応標準病名マスター ③ HS007 患者診療情報提供書及び電子診療データ提供書（患者への情報提供） ④ HS008 診療情報提供書（電子紹介状） ⑤ HS009 IHE 統合プロファイル「可搬型医用画像」およびその運用指針 ⑥ HS010 保健医療情報-医療波形フォーマット-第 92001 部：符号化規則 ⑦ HS011 医療におけるデジタル画像と通信（DICOM） ⑧ HS012 JAHIS 臨床検査データ交換規約 ⑨ HS013 標準歯科病名マスター ⑩ HS014 臨床検査マスター ⑪ HS016 JAHIS 放射線データ交換規約 ⑫ HS017 HIS, RIS, PACS, モダリティ間予約, 会計, 照射録情報連携指針（JJ1017 指針） ⑬ HS022 JAHIS 処方データ交換規約 ⑭ HS024 看護実践用語標準マスター ⑮ HS025 地域医療連携における情報連携基盤技術仕様 ⑯ HS026 SS-MIX2 ストレージ仕様書および構築ガイドライン ● 参考規格（JAHIS） <ul style="list-style-type: none"> ① 保存が義務付けられた診療録等の電子保存ガイドライン（第 3.2 版） 制定 2015 年 7 月 ② HPKI 電子認証ガイドライン V1.1 制定 2014 年 9 月 ③ HPKI 対応 IC カードガイドライン第 2 版 制定 2010 年 6 月 ④ JAHIS ヘルスケア PKI を利用した医療文書に対する電子署名規格 Ver. 1.1 制定 2013 年 3 月 ⑤ JAHIS IHE-ITI を用いた医療情報連携基盤実装ガイド本編 Ver.1.1 制定 2015 年 3 月 ⑥ JAHIS IHE-ITI を用いた医療情報連携基盤実装ガイドセコン編 Ver. 1.0 制定 2014 年 3 月 ● 参考規格 <ul style="list-style-type: none"> ① 公益社団法人 日本薬剤師会「新調剤システム標準 IF 共有仕様書 Ver. 1.04.01 疑義追加版」 ● 在宅医療介護に係わる JAHIS 標準 <ul style="list-style-type: none"> ① 電子版お薬手帳データフォーマット仕様書 ver2.1 ② 院外処方せん 2 次元シンボル記録条件規約 ver1.2 ③ 地域医療情報連携システム簡易な XML 形式の診療データからの HL7CDA 文書生成方式 ④ 地域医療情報連携システム HL7CDA による地域連携パスの情報項目及び書式 脳卒中編（「他の疾患への展開ガイド」付き） ⑤ 地域医療情報連携システム 運用管理システムのサービス機能 ⑥ 地域医療情報連携システム 患者情報管理のための IHE PIX/PDQ 適用ガイド ⑦ 地域医療情報連携システム 診療情報共有化のための IHE XDS 適用ガイド ⑧ 在宅医療と介護間の情報連携におけるデータ項目仕様書 Ver. 1.0
-------	---

ガイ ドライ ン	<p>① 厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成 29 年 4 月 14 日）」</p> <p>② 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4.3 版 平成 28 年 3 月 改正」</p> <p>③ 経済産業省「医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン 第 2 版 平成 24 年 10 月」</p> <p>④ 経済産業省「医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン 平成 24 年 10 月 15 日経済産業省告示第 228 号」</p> <p>⑤ 総務省「ASP・SaaS 事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン 第 1.1 版 平成 22 年 12 月」</p> <p>⑥ 総務省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン 平成 27 年 6 月 24 日 総務省告示第 216 号」</p> <p>⑦ 総務省「在宅医療・介護分野における情報連携基盤の開発及び活用の実証に関する請負 在宅医療・介護等に関する情報を異なる情報システム間で共有・分析可能な情報連携基盤の実装仕様書 平成 27 年 3 月」</p> <p>⑧ 総務省「ASP・SaaS における情報セキュリティ対策ガイドライン 平成 20 年 1 月 30 日」</p>
-------------	--

改定履歴

日付	Ver.	内容
2016/12/1	Ver.1.1	SS-MIX2 標準化ストレージ仕様書等をガイドラインから標準規格等に変更、「新調剤システム標準 IF 共有仕様書」を標準規格等に追加
2017/1/11		標準規格等参照文書の最終改正日等を見直し・更新
2017/5/30		標準規格等参照文書の最終改正日等を見直し・更新

熊本(提供:54, 閲覧:100)			
病院(提供:33)	東病院 伊東歯科口腔病院 川野病院 熊本総合病院 九州記念病院 熊本市立市民病院 熊本整形外科病院 熊本赤十字病院 熊本大学病院 御幸病院	熊本中央病院 くまもと南都広域病院 工藤病院 済生会熊本病院 水前寺よしや医院 大腸肛門病センター高野病院 南部中央病院 福田病院	熊本内科病院 医療加来病院 国立病院機構熊本医療センター 桜十字病院 青磁野リハビリテーション病院 鶴田病院 にしきもと病院 本庄内科病院
診療所(提供:11, 閲覧:13)	えがしらクリニック 済藤クリニック 森原クリニック 沢田内科医院 在宅・ふろす相談クリニック その他特種外科医院	田嶋外科内科医院 花園内科クリニック 広尾耳鼻咽喉科医院 前田産婦人科医院 宮本外科・消化器内科 よやすくクリニック	砥内内科胃肠科医院 ひまわり在宅クリニック ふじの医師 前田内科医院 もりのホクリック 和田医院
歯科(閲覧:14)	熊本バルセラム歯科・こども歯科クリニック大江院 熊本歯科医院 新里歯山下歯科・矯正歯科 ノゾミ歯科医院	ひじい歯科医院 藤野歯科医院 やまだ歯科・こども歯科クリニック	ふじおか歯科 松田歯科クリニック ゆみこ歯科クリニック
薬局(提供:9)	新生堂薬局 島崎店 日本調剤熊本東局	九十薬局 薬局セントラルファーマシー長嶺	メリーア薬局 有限会社かねこ調剤薬局
介護・老人保健施設(閲覧:35)	介護老人保健施設 清雅苑 介護老人保健施設 フレースト熊本 改善・回復 歩行リハビリセンター ホコル健軍 居宅介護支援事業所 けあまっぷ城西 居宅介護支援事業所 E未来 くわのみ荘デイサービスセンター グループホーム八景水谷 天寿園デイサービスセンター 天寿園ショートステイふれんど	ヘルパーステーション天寿園 小規模多機能型居宅介護事業所 かがやき 通所リハビリテーションれんげ草 南部中央病院デイアセンターナンブエン にしまもと病院 訪問居宅介護支援 認知症対応型共同生活介護グループホームあおばの家 ヘルパーステーション清雅苑 みこここ居宅介護支援事業所 リハビリアセンター	聖母の丘指定居宅介護支援事業所 シナバット ケアサポートメロン ディサービスセンター・ファインテラス にしまもと病院 訪問リハビリテーション事業所 認知症対応型デイサービス かでて ファインテラスせいじの 訪問介護 セイジのヘルパーステーション グッドヘルス
訪問看護ステーション(閲覧:11)	あまたらす訪問看護ステーション 熊本市医師会在宅ケアセンター訪問看護ステーション 成城訪問看護ステーション	訪問看護ステーション 小福 訪問看護ステーション 清雅苑 訪問看護ステーション きんもくせい	訪問看護ステーション 城西 訪問看護ステーション フレースト熊本
地域包括支援センター(閲覧:27)	熊本市北1地域包括支援センター(ささえりあ 植木) 熊本市北2地域包括支援センター(ささえりあ 清水・高平) 熊本市北3地域包括支援センター(ささえりあ 新地) 熊本市中央1地域包括支援センター(ささえりあ 水前寺) 熊本市中央2地域包括支援センター(ささえりあ 本庄) 熊本市中央6地域包括支援センター(ささえりあ 菅山) 熊本市西5地域包括支援センター(ささえりあ 熊本西)	熊本市西4地域包括支援センター(ささえりあ 井岸) 熊本市東1地域包括支援センター(ささえりあ 北部) 熊本市東2地域包括支援センター(ささえりあ 保田塙) 熊本市東5地域包括支援センター(ささえりあ 津市) 熊本市中央4地域包括支援センター(ささえりあ 白川) 熊本市西1地域包括支援センター(ささえりあ 三和) 熊本市西3地域包括支援センター(ささえりあ 花陵)	熊本市西4地域包括支援センター(ささえりあ 金峰) 熊本市東3地域包括支援センター(ささえりあ 託麻) 熊本市東4地域包括支援センター(ささえりあ 江津湖) 熊本市南4地域包括支援センター(ささえりあ 富合) 熊本市南5地域包括支援センター(ささえりあ 天明) 熊本市南2地域包括支援センター(ささえりあ 幸田) 熊本市南6地域包括支援センター(ささえりあ 城南)
歯科・検査センター(提供:4)	熊本県医師会検査センター	宇城(提供:13, 閲覧:16)	
病院(提供:5)	あおは病院 間道病院	宇城総合病院	くまもと温石病院
診療所(提供:4, 閲覧:6)	池田質勝内科 勝目眼科医院 たかはしクリニック	小篠内科医院 きむら医院 中村医院	本多胃肠科内科医院 美里リハビリテーションクリニック
歯科(閲覧:2)	熊本バール総合歯科・こども歯科クリニック宇土院	吉永歯科医院	松田内科循環器科クリニック みどりかわクリニック
薬局(提供:4)	熊本南前薬局	熊本南前薬局達の駅店	マリノ薬局
介護・老人保健施設(閲覧:6)	グループホーム・まんらん ケアマネージセンターひだけ莊	グループホーム マーブルおがわ 熊夢居宅介護支援センター	有限会社下益城調剤支援センター 宇城薬局 美里リハビリテーション病院 介護医療院
訪問看護ステーション(閲覧:1)	訪問看護・リハビリステーションふいっと		
地域包括支援センター(閲覧:1)	宇城市地域包括支援センター		
有明(提供:12, 閲覧:22)			
病院(提供:7)	荒尾市民病院 有明成仁病院	荒尾中央病院 有動病院	公立玉名中央病院 玉名地域保健医療センター
診療所(提供:4, 閲覧:3)	大野内科クリニック 西整形外科医院	高橋整形外科医院 西良医医院	新生翠病院
歯科(閲覧:1)	あさの歯科医院	高橋医院 安成医院	ふじさわクリニック
薬局(提供:1)	つばめ薬局		
介護・老人保健施設(閲覧:14)	有明成仁病院 訪問リハビリテーション 介護老人保健施設 豊利カズ グループホーム グリーンライフ ヴィラ荒尾 ケアプランセンター 緑ヶ丘	介護老人福祉施設 白寿園 グループホーム グリーンライフ ヴィラ荒尾 グループホーム・せいわながすの里 コスモス所リハビリテーション	小規模多機能ホームせいわの里 斐爾カ苑 通所リハビリテーション ディサービスハルコスモス
訪問看護ステーション(閲覧:4)	玉名都市医師会訪問看護ステーション	和	訪問看護ステーション ありあけ
病院(提供:3)	山鹿温泉リハビリテーション病院 山鹿中央病院	山鹿市民医療センター	訪問看護ステーション 緑ヶ丘
診療所(提供:3, 閲覧:1)	ぎくか松岡クリニック 幸村医院	武内医院	
介護・老人保健施設(閲覧:7)	介護老人保健施設 太陽 武内医院(ショートステイ)	高齢者複合支援施設メティケアホームかもと 山鹿中央病院指定居宅介護支援事業所	山鹿中央病院通所リハビリテーション 山鹿中央病院訪問リハビリテーション
訪問看護ステーション(閲覧:2)	鹿本医師会福祉看護センター	山鹿中央病院訪問看護ステーション	

菊池(提供:17, 開覧:22)			
病院(提供:8) 川口病院 菊陽病院	菊池都市医師会立病院 熊本再春医療センター	熊本セントラル病院 合志第一病院	熊本リハビリテーション病院 東熊本第二病院
診療所(提供:3, 開覧:3) 赤星医院 柳美内科整形外科医院	清原医院 平山内科クリニック	本多内科胃腸科医院	宮本内科クリニック
歯科(開覧:7) そのき歯科医院 長野歯科医院	たかはし歯科医院 光の森歯科クリニック	三隅歯科医院 Y's歯科	みなみみかわ歯科クリニック
薬局(提供:5) アトム薬局 フラー薬局	大津ごふく薬局	栄町薬局	西本真生堂薬局御代店
介護・老人保健施設(開覧:6) 熊本セントラル病院通所リハビリテーション事業所 居宅介護支援事業所 ブルーオーラン	熊本セントラル病院訪問リハビリテーション事業所 居宅介護支援センター明里	合志市社協ケアプランセンター	熊本セントラル病院 居宅介護支援事業所
訪問看護ステーション(開覧:6) 熊本セントラル病院 訪問看護ステーション 合志市社協訪問看護ステーション	菊池都市医師会訪問看護ステーション 訪問看護ステーション そらげん	訪問看護ステーション ソレイユ	訪問看護ステーション ひまわり
健診・検査センター(提供:1) 菊池都市医師会立病院臨床検査室			
阿蘇(提供:13, 開覧:36)			
病院(提供:6) 阿蘇医療センター 阿蘇立野病院	阿蘇温泉病院 阿蘇やまなみ病院	大同蘇病院	小国公立病院
診療所(提供:16, 開覧:18) 阿蘇医療センター・波野診療所 一の宮整形外科 上村医院 おくに整形外科 古間医院 波造総合内科クリニック	家入整形外科 市原胃腸科外科 産山村診療所 小野先生医院 さかなしハートクリニック	南郷整形外科医院 寺崎内科胃腸科クリニック 蓮田医院 藤本医院 南阿蘇原眼科 波造総合内科クリニック	たのもと小児科クリニック 虹の里クリニック 平田医院 松見内科クリニック 脇胃腸科
歯科(開覧:3) 宇治歯科医院	児玉歯科医院	田上歯科医院	
薬局(提供:2) 阿蘇中央薬局	有限会社 内枚中央薬局		
介護・老人保健施設(開覧:8) 阿蘇立野病院 通所リハビリセンター「すがる」 介護老人保健施設「リハセンターひばり」	介護老人保健施設 爰・ライフ内枚 居宅介護支援事業所「たての」	特別養護老人ホーム あそん里 特別養護老人ホーム 隆ノ丘荘	特別養護老人ホーム ひのおか頬心館 特別養護老人ホーム 悅済苑
訪問看護ステーション(開覧:4) 阿蘇都市医師会立南部訪問看護ステーション	阿蘇都市医師会立訪問看護ステーション	おぐに訪問看護ステーション	ハートナース
地域包括支援センター(開覧:5) 阿蘇市地域包括支援センター 南小国町地域包括支援センター	産山村地域包括支援センター	小国町地域包括支援センター	高森町地域包括支援センター
上益城(提供:7, 開覧:10)			
病院(提供:5) さらら病院 山都町包括医療センターよう病院	伴病院	谷田病院	矢部広域病院
診療所(提供:4) 井無田・さき地診療所 山口医院	甲佐眼科クリニック	北部へき地診療所	鶴川へき地診療所
薬局(提供:1) コーセイ薬局			
介護・老人保健施設(開覧:3) デイサービスセンター 松樹苑	谷田病院居宅介護支援センター	谷田病院通所リハビリテーションセンター甲佐リハ	
訪問看護ステーション(開覧:3) 麻の花訪問看護ステーション	訪問看護ステーション Cruto	谷田病院訪問看護ステーション	
八代(提供:10, 開覧:12)			
病院(提供:3) 熊本総合病院	熊本労災病院	八代市医師会立病院	
診療所(提供:3, 開覧:2) 尾田内科医院 保田医院	林整形外科医院	ひかり薬局	ひかわ医院
歯科(開覧:2) 松下歯科医院	山口透歯科医院		
薬局(提供:3) エビス薬局千丁店 八代薬剤師会センター・薬局	錦誠製薬局		
介護・老人保健施設(開覧:8) 介護老人保健施設 八祥苑 特別養護老人ホーム キャンヌ美島	地域密着型介護老人福祉施設 希望 八祥苑訪問リハビリステーション	八祥苑通所リハビリ事業所	訪問看護ステーション ひとつなぎ
訪問看護ステーション(開覧:2) 訪問看護ステーション 八祥苑			
健診・検査センター(提供:1) 八代市医師会検査センター	八代市医師会訪問看護ステーション		
芦北(提供:23, 開覧:25)			
病院(提供:5) 鶴都病院 水俣協立病院	国保水俣市立総合医療センター	白梅病院	溝部病院
診療所(提供:12, 開覧:10) 芦北とりい眼科 井上医院 尾田胃腸科 清原医院 竹本医院 でらさまクリニック	市川内科クリニック 鶴方眼科医院 国保水俣市立総合医療センター附属久木野診療所 神経内科リハビリテーション協立クリニック たなか耳鼻科・眼鏡クリニック 内科小児科谷山医院	七浦てらさきクリニック 瀬上クリニック まなべクリニック 宮竹小児科医院 百崎内科医院	深水医院 本田レディースクリニック 宮島医院 六草医院 山田クリニック
歯科(開覧:3) おれんじ歯科クリニック	藤崎歯科医院	みのだ歯科医院	
薬局(提供:6) さくら薬局 日本調剤水俣薬局	日本調剤天神町薬局 はなおか調剤薬局	平和薬局センター店	吉富薬局
介護・老人保健施設(開覧:4) 介護老人保健施設 白梅の里	介護老人保健施設 やすらぎ苑	居宅介護支援事業所 白梅	在宅総合ケアセンター協立
訪問看護ステーション(開覧:5) 訪問看護ステーション 協立 訪問看護ステーション あわせ	訪問看護ステーション 白梅	訪問看護ステーション はなみ	訪問看護ステーション みやざき
地域包括支援センター(開覧:3)			

球磨(提供:34、閲覧:40)

病院(提供:8) 安生記念病院 球磨病院	岩手郡公立多良木病院 外山青藤病院	東病院 人吉リハビリテーション病院	人吉医療センター 万江病院
診療所(提供:17、閲覧:15) 伊津野医院 大量耳鼻咽喉科 猪方医院 球磨村診療所 小林脳神経外科 椎頭医院 しらお内科クリニック 高田内科医院	岩井クリニック 大量内科胃腸科医院 掛井眼科医院 古城クリニック こんどう整形外科医院 酒瀬川内科 そのだ医院 たかみや医院	田中医院 とやまクリニック胃腸科肛門科 豊永耳鼻咽喉科医院 ひとよし内科 ふかみ耳鼻咽喉科 増田クリニック小児科 みのだ内科循環器科 やまむら医院	堤病院附属九日町診療所 外山内科 仁田健クリニック 平井整形外科リハビリテーションクリニック ほづみ皮膚科医院 光永医院 宮原医院 源辺医院
歯科(閲覧:2) 今藤歯科医院	街手洗歯科医院	ぎなんん薬局 さくら調剤薬局瓦塵店	さくら調剤薬局 医療センター前 清風薬局 多良木店
薬局(提供:9) あけぼの薬局 きりん薬局西間店 清風薬局 人吉店	きりん薬局 岡原店 きりん薬局原田店	球磨都医師会居宅介護支援事業所やまびこ 道所リハビリテーション メディケア光永 とやまクリニック介護支援センター	グループホーム ふれあいの家御楽園 特別養護老人ホーム 鶴ヶ丘ホーム ヘルバーステーション リバーサイド御楽園
介護・老人保健施設(閲覧:12) 介護計画センター すずらん 介護老人保健施設 シルバーエイト 居宅介護支援事業所 メディケアサポート光永	介護老人保健施設 サンライムのり 介護老人保健施設 リバーサイド御楽園 居宅介護支援事業所 リバーサイド御楽園	人吉市医師会訪問看護ステーション 訪問看護ステーション いちょう並木	訪問看護ステーション すずらん
訪問看護ステーション(閲覧:5) 球磨都医師会訪問看護ステーション 訪問看護ステーション リバーサイド御楽園	五木村地域包括支援センター 球磨村地域包括支援センター	鍋町地域包括支援センター	山村村地域包括支援センター
地域包括支援センター(閲覧:6) あさぎり町地域包括支援センター 上球磨村地域包括支援センター	天草地域医療センター	天草中央総合病院	上天草市立上天草総合病院
病院(提供:4) 天草市立牛深市民病院	在宅つながるクリニック天草	中村医院	松本内科・眼科
診療所(提供:3、閲覧:1) あしはら医院	くらしの薬局 阿村店	くらしの薬局 中店	2号橋くらしの薬局
薬局(提供:5) くらしの薬局 有限会社カシマ薬局	上天草居宅介護支援センター	訪問看護ステーション Crutoあまくさ	訪問看護ステーション みるて
介護・老人保健施設(閲覧:2) 介護老人保健施設 かららの里	訪問看護ステーション あこう		
訪問看護ステーション(閲覧:4) 上天草訪問看護ステーション			

クラウド型電子カルテシステムによる診療情報の管理について

基準1 公益上の必要があること（①及び②を満たすこと）

- ① オンライン結合を行うことによって、住民サービスの向上、住民負担の軽減又は事務事業の効率化が図られること。

⇒【住民サービスの向上】 災害時のデータ滅却・き損を回避できる。

診療データは堅牢な施設にて保管されるため、災害時においてもデータを安全に保管できることで、平時・災害時ともに安定した住民サービスを提供できる。東日本大震災時には学校・病院で保存していたデータ（紙・電子）の3～4割は水没等により損失しており（H24 災害時における情報通信の在り方に関する調査）、BCPの観点からもデータのバックアップは必須で、データセンターの堅牢性が高いことが求められている。

また、回線障害の発生に備えて一定の情報は院内サーバーにも保管されることで安定的にシステムを使用できる環境が担保されると考える。

⇒【事務事業の効率化】

システムの管理は電子カルテシステム提供業者によって行われるため、システム選任者を必要とせず、施設運用にかかる事務は低減される。

- ② 次のいずれかに該当する場合であって、かつ、手作業処理又は磁気テープ等の搬送により個人情報を提供する方法では十分な成果が期待できないこと

ア 実施機関又は相手方の事務の性質上、個人情報の提供の即時性又は個人情報の最新性を確保する必要があること ⇒該当する

イ 全国一元的なシステムであるなど、実施機関のシステムが相手方の管理する個人情報の収集を兼ねるものであること、又は相手方との共有的な性質の個人情報処理に伴うものでデータの相互利用を予定していること ⇒該当しない

院内の部署が連動して診療・リハビリ・相談にあたる際に、データは即時に共有される必要がある。また、バックアップデータも常に最新の情報に同期する必要があり、運用・バックアップが同時にできるクラウド型電子カルテシステムには十分な成果が期待できる。

全く別の仕組み（電子カルテをバックアップするためのサーバーを別に作る、紙や電子媒体にコピーを取る、等）では人件費や維持費の増加が懸念され、個人情報を安全に保管する手立ても別途必要になるため、十分な成果は期待できないと考える。

基準2 個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められること（①及び②を満たすこと）

① 実施機関において個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えい等の防止のための措置として次のア及びイの基準を満たすこと

ア システムの維持管理のため管理者による次の条件をすべて満たす管理をすること

1 個人情報を保存するサーバーの負荷状態の監視と制御

2 定期的な個人情報データのバックアップ

⇒業者選定にあたり、以下のガイドラインに準拠した業者を選定することにより、1・2の要件を満たすと考える。

- ・ 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）
- ・ 医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン（経済産業省）
- ・ クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン（総務省）

『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』では[保存性の確保]のため、電子的にデータを保存する場合、以下の制度上の要求を満たすために各種脅威に対する技術的な対策を求めている。この項目において、[不適切な保管・取扱いによる情報の滅失、破壊の防止] [記録媒体、設備の劣化による情報の読み取り不能又は不完全な読み取りの防止] のための措置を講じることが明記される。

※補足

〈制度上の要求〉

(1) 電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中において復元可能な状態で保存することができる措置を講じていること（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令第4条第4項第3号）

(2) 電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中において復元可能な状態で保存することができる措置を講じていること（施行通知第22(3)③）

(3) 「診療録等の記録の真正性、見読性及び保存性の確保の基準を満たさなければならないこと。」（外部保存改正通知第21(1)）

〈脅威と想定されるもの〉

(1) ウィルスや不適切なソフトウェア等による情報の破壊及び混同等

(2) 不適切な保管・取扱いによる情報の滅失、破壊

(3) 記録媒体、設備の劣化による情報の読み取り不能又は不完全な読み取り

(4) 媒体・機器・ソフトウェアの不整合による情報の復元不能

(5) 障害等によるデータ保存時の不整合

イ ファイルへの不正なアクセスの排除の次の条件をすべて満たすこと

- 1 パスワードの設定
- 2 利用者ごとの利用権限の設定
- 3 専用回線等の使用

⇒以下の条件を設定する。

1. パスワードの設定

アクセス管理の認証方式にはパスワード認証の利用を検討している。アクセス制御となりすまし対策については、運用管理規定を作成する。時刻同期したアクセスログの記録や出力を可能とし、不正アクセスへの対応も可能なシステムを導入する。

2. 利用者ごとの利用権限の設定

アクセス制御方針を策定し、利用者の職種、担当業務に応じた適切なアクセスレベルを設定する。

3. 専用回線の使用

診療情報は、通信内容を暗号化して送信される。電子カルテ端末とデータセンター間はインターネットを経由しない『IP-VPN』を用いるため、閉じられた回線による通信である。

② オンライン結合の提供先においても実施機関と同様の保護制度が整備されているか、適切な保護措置が講じられていると認められること

⇒業者選定時には熊本県個人情報保護条例第13条に基づき、以下の3つの措置をとる。

1. 委託契約書に、個人情報取扱特記事項を守るべき旨を記載する。
2. 特記事項の内容について、契約締結時等に受託者に説明・周知する。
3. 契約締結後にも、個人情報保護のための措置が的確に履行されるよう、受託者に対する監督・指導を行う。

熊本県地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）による患者情報共有事務について

基準1：公益上の必要があること

- ① オンライン結合を行う事によって、住民サービスの向上、住民負担の軽減または事務事業の効率化が図られること

⇒住民サービスの向上の点からは、くまもとメディカルネットワークを通じて医療機関同士で患者の紹介・逆紹介を行う際、患者情報の迅速な共有がなされ、どのような治療や検査を実施したか、処方した薬は何かなどを相互に確認できるようになるため、重複検査や重複処方が解消され、最低限の検査で患者状態を正確に把握した質の高い医療の提供が可能になる。更には、患者情報は専用のサーバーでバックアップを取っているため、災害時のカルテ消失等に備えることができる。また、急病や外傷による救急搬送時に、意識を確認できない場合においても、速やかに病歴、処方歴、検査データ、アレルギー情報等が参照できるため、迅速で適切な医療の提供が可能となる。住民負担の軽減に関しては、重複する検査の解消や、重複処方のリスクの軽減、患者や家族が書類やCD等を直接持ち運ぶことがなくなるため、紛失による個人情報の流失のリスクが解消される。事務事業の効率化に関しては、最新の患者情報が常に共有されるため、緊急時においても医療機関間の患者情報の問合せ等が不要になり、事務作業の軽減にもつながる。また、診療情報提供書を電子媒体で送付できるため、郵送に要する時間や事務負担及びコストを抑えることができる。

- ② 次のいずれかの該当する場合にあって、かつ、手作業処理または磁気テープ等の輸送により個人情報を提供する方法では十分な成果が期待できないこと

ア 実施機関又は相手方の事務の性質上、個人情報の提供の即時性または個人情報の最新性を確保する必要があること。

⇒くまもとメディカルネットワークを通じて医療機関同士で患者情報の共有が可能あるため、患者の最新の情報が共有され、最低限の検査で患者状態を正確に把握した質の高い医療の提供が可能になる。更には、重複処方のリスクも軽減される。また、急病や外傷による救急搬送時に、速やかに最新の診療情報が確認可能となるため、迅速で適切な医療の提供が可能となる。

イ 全国一元的なシステムであるなど、実施機関のシステムが相手方の管理する個人情報の収集を兼ねるものであること、または相手方との共有的な性質の個人情報処理に伴うものでデータの相互利用を予定していること。

⇒全国一元的なシステムは現時点では存在しないが、くまもとメディカルネットワークは熊本県内の約500の病院・診療所・歯科診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護施設等が利用しており、診療、調剤、介護等に必要な情報を参加者が選択した施設間で相互に提供し合うこととなる。

基準2 個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められること（①及び②を満たすこと）

① 実施機関において個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えい等の防止のための措置として次のア及びイの基準を満たすこと

ア システムの維持管理のため管理者による次の条件をすべて満たす管理をすること

- 1 個人情報を保存するサーバーの負荷状態の監視と制御
- 2 定期的な個人情報データのバックアップ

(1) 外部監視

- ・ハードウェアの正常性確認
- ・VPN 回線を経由し UTM の通信を監視
- ・外部からの接続要求を監視し、悪意のある通信の検知・遮断
- ・通信許可をしていないサイトからの接続を検知・遮断
- ・短時間で多量の接続要求を検知、遮断
- ・攻撃パターンデータベースを利用し既知のアタックを防御
- ・設定の修正および追加

(2) 個人情報のバックアップ

- ・個人情報はセキュアな環境下に保存
 - ・定期バックアップ時に暗号化しアーカイブする
 - ・定期バックアップしたデータをテープへ保存する
 - ・定期バックアップデータはローカル保存だけではなく遠隔地にも保存
 - ・定期バックアップされたデータは暗号化されているため持ち出しても解読不可
- *USB 等の可搬媒体へのバックアップは運用管理規定により禁止されています
(定期バックアップは許可済)

(3) 悪意のある通信

- ・一般的なサイバー攻撃（ウイルス、アタック等）
- ・不正な通信は UTM により遮断

イ ファイルへの不正なアクセスの排除の次の条件をすべて満たすこと

1 パスワードの設定

2 利用者ごとの利用権限の設定

3 専用回線等の使用

⇒くまもとメディカルネットワーク参加施設内で情報を閲覧する職員は、医師資格証並びに利用者カードにおいて認証用電子証明書とパスワード（PIN コード）がなければくまもとメディカルネットワークにログインすることはできないように設定されている。また、熊本県こども総合療育センターの電子カルテシステムとくまもとメディカルネットワークは直接結合するのではなく、熊本県こども総合療育センターが指定した予め決

められた（国が推奨する仕様に沿った）主要な情報のみが蓄積された連携用データベースサーバとを結合することであること、医師・薬剤師等のアクセスする者の資格によって共有できる情報を制限することができることから、無資格者による閲覧を防ぐことができる。回線に関しては IP-VPN を利用しており、情報はすべて暗号化されていることから、通信の安全性は確保されている（準拠する法令、ガイドライン等は別紙①ガイドラインおよび標準規格等参照文書一覧表を参照）。

- ② オンライン結合の提供先においても実施機関と同様の保護制度が整備されているか、適切な保護措置が講じられていると認められること

⇒オンライン結合の提供先においても、くまもとメディカルネットワークが利用されていることから、パスワードの設定、利用権限の設定および専用回線の設定といった保護制度が整備され、適切な保護措置が取られている。また、利用者の不適切な使用に関してはくまもとメディカルネットワーク側が定期的にアクセスログをチェックしており、不正なアクセスがないか監視していること、セキュリティポリシーに反する利用をした場合には罰則があることから、適切な運用が見込まれる。

